

# 目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄(下線部分)をクリックすると、  
該当ページまで移動します。

<a href="#">出席議員</a> . . . . .	2
<a href="#">第 1 会議録署名議員の指名</a> . . . . .	4
第 2 一般質問	
<a href="#">鈴木 晴子 議員</a> . . . . .	4
1 子育て支援の更なる充実について	
2 結婚新生活支援事業について	
<a href="#">吉岡 伸二郎 議員</a> . . . . .	2 1
1 子どもたちの教育について	
2 「利府町の未来・まちづくり」について	
<a href="#">後藤 哲 議員</a> . . . . .	4 2
1 水道管老朽化対策について	
2 学校給食を活用した地域活性化事業について	
<a href="#">高久 時 男 議員</a> . . . . .	5 6
1 公共工事の入札制度と施工管理について	
2 高齢者の居場所づくりを	
<a href="#">土村 秀俊 議員</a> . . . . .	6 9
1 通学路・交差点などの安全対策について	
2 熊本地震の教訓を町の防災にどう活かすのか	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成28年12月利府町議会定例会会議録(第2号)

出席議員(17名)

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
14番	遠藤紀子	君	15番	渡辺幹雄	君
16番	郷右近隆夫	君	17番	羽川喜富	君
18番	櫻井正人	君			

欠席議員(1名)

13番	及川智善	君
-----	------	---

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
政策課長	小幡純一	君
財務課長	高橋三喜夫	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	櫻井浩明	君
町民課長	庄司幾子	君
生活安全課長	村田政文	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君

平成28年12月定例会会議録（12月7日水曜日分）

産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 智 君
上下水道課長	大友 政一 君
震災復興推進室長	阿部 義弘 君
会計管理者兼会計室長	阿部 智子 君
教 育 長	本 明 陽一 君
教 育 次 長	松 尾 隆 治 君
教 育 総 務 課 長	菅 野 勇 君
生涯学習課長兼 図書振興班長兼図書館長	庄 子 敦 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴 木 正 敏 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴 木 則 昭 君
主 幹	櫻 井 涉 君
主 任 主 査	利 玲 子 君
主 事	竹 内 春 菜 君

---

議 事 日 程 （第2日）

平成28年12月7日（水曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年12月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

本日、会議規則第2条の規定により13番及川智善議員から欠席届が提出されております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員**の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、2番西澤文久君、3番後藤 哲君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第2、一般質問を続行します。

通告順に発言を許します。

初めに、**1番 鈴木晴子君の一般質問**の発言を許します。鈴木晴子君。

〔1番 鈴木晴子君 登壇〕

○1番（鈴木晴子君） おはようございます。1番、公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には2点にわたり通告しております。通告順に質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

1、子育て支援策のさらなる充実について。

本町は今まで子育て支援の町として独自の取り組みを行い、子育て支援の充実に力を入れてまいりました。しかし、昨今は全国的にも家庭での育児機能低下が問題視されており、今後は今まで以上に子供たちの健やかな成長、保護者が安心して子育てができる環境づくりの充実が求められております。

子育て支援のさらなる充実に向けまして、以下のとおり町の考えをお伺いいたします。

（1）健診の充実について。

①、国は産後鬱予防のため、来年度から産後2週間健診と1カ月健診の2回を助成する方針

であります。また、先進自治体の大阪府の泉佐野市、泉南市等では産後2週間サポート事業として独自の助成を行っております。町としての取り組みをお伺いいたします。

②、5歳児健診を行い発達障害の早期発見と支援を進めている自治体がございます。平成25年3月定例会での同質問に対しては、専門医師、臨床心理士の確保が困難であり、実施は大変難しいという答弁でしたが、ふえ続けている発達障害児への対応として早期に実施すべきではないでしょうか、お伺いいたします。

（2）愛媛県新居浜市では妊娠中や出産後の母親を支援するエンゼルヘルパー派遣事業として、妊娠中のつわりや出産後の体調不良で家事や育児ができない家庭にヘルパーを派遣しております。核家族で妊娠、出産の大変な時期に誰にも頼ることができない母親を支援するため必要な事業であると思われまます。本町としても取り入れてみてはどうか、お伺いいたします。

（3）町ではゼロ歳児へのB型肝炎ワクチンの定期接種がことしの3月よりスタートしましたが、対象となっていない乳幼児がおります。以下についても対象とすべきと思いますが、いかがでしょうか。

①、平成27年10月2日から平成28年3月31日までに生まれた10月1日時点でのゼロ歳児。

②、キャリア、無症状の持続感染者になりやすい1歳から4歳までの乳幼児。

（4）子育て支援に力を入れている山形県東根市では、母子手帳アプリの提供を今年度中に開始する予定でございます。アプリでは予防接種や定期健診の予定を自動で通知する機能や子供の成長の様子を記録できます。通常、母子手帳は母親がひとりで管理するケースがほとんどですが、アプリの導入によりまして父親や祖父母も育児の様子を把握することができます。家族で子供の成長を見守ることにより、母親の子育ての孤立化を防ぐことにつながります。子育て世代はスマートフォンを持っていることが主流であり、時代のニーズに合わせた対応が必要ではないでしょうか。

2、結婚新生活支援事業について。

国は経済的な理由で結婚に踏み出せないカップルを支援しようと、昨年度に引き続き今年度も予算に盛り込みました。夫婦合計で年間所得300万円未満の新婚世帯を対象に、結婚に伴う新居の住居費や引っ越し費用に対して最大18万円を補助し、そのうち自治体の負担は4分の1となっております。町としても少子化対策としてこの事業を行うべきではないでしょうか、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について、当局答弁願います。

1、子育て支援のさらなる充実について、2、結婚新生活支援事業について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 1番 鈴木晴子議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の子育て支援のさらなる充実についてのお尋ねでございますが、まず（1）、①の産後鬱予防のための町の取り組みについてのお尋ねでございます。

利府町では新生児の健全な育成と母親の育児支援を目的に、現在出生後1カ月をめぐりに産婦と新生児への訪問事業を全員に対して実施をしているところであります。また、産後鬱やその他の養育支援が必要と認められる産婦の方々には、保健師、助産師の訪問を強化いたしまして、相談や助言などの支援を行っているところであります。

ただいま御質問いただきました産後健診の助成につきましては、国の補助事業である母子保健医療対策等総合支援事業のメニューであり、平成29年度予算として厚生労働省が概算要求しているものでございます。利府町といたしましても産後の初期段階における母子に対する支援強化事業としては大変有効な事業であるとは考えておりますが、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

次に、②の5歳児健診についてでございますが、平成25年3月定例会の一般質問において後藤 哲議員に御答弁申し上げましているとおおり、実施に当たりましては専門の医師と臨床心理士などの確保が困難であることから、実施は大変難しいものと考えております。しかしながら、御指摘のとおり気になるお子さんは増加傾向にあることも事実であります。

現在、本町では乳幼児発達相談支援事業におきまして心理判定員、言語聴覚士、作業療法士による発達相談を実施するとともに、遊びの提供等を通して子供たちの発達等の支援と保護者等の支援を行っております。さらには、各幼稚園、保育所との連携を強化して、早期発見、早期の療育支援に努めているところであります。今後も各機関と連携を強化して、きめ細かな事業を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、（2）のエンゼルヘルパー派遣事業についてでございますが、利府町では母子健康手帳交付時に妊婦の健康状態あるいは生活状態を把握、確認いたしまして、その後の支援につなげるために妊婦カードの記入をお願いしております。その妊婦カードで産後の支援者の有無について把握を行いまして、必要に応じて保健師、栄養士による相談等を実施いたしまして、産後孤立化することのないように支援をしております。

なお、ヘルパー派遣事業につきましては、支援する側の人材育成等の課題もあることから、

今後調査研究してまいりたいと考えております。

次に、（3）のB型肝炎ワクチンの定期接種についてでございますが、①と②とは関連がありますので一括してお答えを申し述べさせていただきます。

市町村が行う予防接種につきましては、予防接種法等に基づくものでありますが、利府町において法令に従いB型肝炎の定期予防接種はことし10月よりスタートしたものでございます。国から示された対象者は平成28年4月1日以降に生まれた者に限っておりますので、議員御質問の10月1日でゼロ歳児及び1歳から4歳児までの乳幼児は定期予防接種の対象とはなりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

（4）の母子手帳アプリの提供についてでございますが、平成27年12月定例会の一般質問において議員に御答弁申し上げましたが、予防接種や定期健診等、保護者の自己管理を促し、また、母親の子育ての孤立化を防ぐためのツールとして有効な手段の1つとは思われますが、今後も他市町村の事例を踏まえまして調査研究していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、大きな2点目の結婚新生活支援事業についてであります。ただいま議員の御質問にありましたように、経済的な理由によって結婚に踏み出せない方に対して結婚による新生活を支援するために少子化対策の強化を図ることを目的といたしまして、国の平成27年度補正予算で創設された事業であります。平成28年度も国の補正予算におきまして追加で計上された事業であります。

このように、国におきましては当初予算での計上ではなく、補正予算で一時的に実施している事業であり、平成29年度以降については現時点では不透明な状況となっております。さらに、本事業は新婚世帯の負担軽減にはなるものの、市町村においては財源の負担を伴うことから、全国で125自治体、宮城県内では1自治体のみ実施している状況でございます。

このようなことから、利府町での結婚新生活支援事業の実施につきましては、国や近隣自治体の動向を注視して事業の効果等を見きわめながら慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

（1）の健診の充実についての①産後鬱予防の健診についてでございますが、産後鬱は出産

に伴うホルモンバランスの急激な変化、また、産後赤ちゃんとの新しい生活がスタートし、ほとんど眠れない状態でお世話をするなど、大きな生活環境の変化から発症してまいります。厚生労働省研究班が平成24年度から26年度に実施した調査では、初産の場合、鬱状態などの精神的な不調に陥る人は産後2カ月ごろまでに特に多くおり、発症のリスクが高かったのが産後2週間という時期でございました。

町長の答弁にもございましたように、町として産後、新生児訪問として約2週間後から1カ月間の中に訪問しているのはわかっておりましたけれども、赤ちゃんを訪問しながらお母さんの大変な部分にも少しは寄り添っている部分も理解しております。ただ、こちらは助産師さんによる訪問でありまして、やはりお母さんの心の状態を見るには医師による健診が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

出産の鬱の状態の方の支援のために医師の健診が必要ではないかという御意見でございますが、やはり重篤な状態であれば確かにお話にありましたように医師の判断が必要な方も中にはいらっしゃるかなというふうには考えております。ただ、現状で妊婦健診等を実施して鬱の状態にある方の確認をしている中では、やはりそこまでの重篤な状態ではなく、やはりこれまでの生活から大きく変わって、やはり自分の体の状態、やはり子供さんの世話をするという負担感からそういった状態になっている方がいらっしゃるというような状態だというふうに伺っております。

ある程度の期間が過ぎると大分落ち着いて生活ができるようになるというような状況も聞いておりますので、すぐに医師による診断とか、そういった受診が必要な状態になるというふうには考えていないところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 厚生労働省の研究班ではより早い段階から精神的に不安定になりやすい母親へのケアを充実させる必要があると指摘しております。深刻化した場合、虐待や育児放棄、自殺を招いたりするおそれがあります。母親の健康状態の把握など、より早い段階で不調の兆しを見つけることが重要となってまいります。

産後鬱は10人に1人が経験すると厚生労働省の平成25年度の調査でもわかっております。国が産後鬱に対して助成事業をスタートさせるということについて、町としてはどのように捉え



ているのでしょうか、お伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

国のほうでも平成29年度から産後のケアをするに当たっての助成事業を実施することで予算要望しているというお話のほうを伺っているところでございます。ただ、まだ予算要望をしているという情報だけしか入っていないような状況でございまして、その事業の内容、どういった場合で該当するか、まだまだこれから国のほうから示されるだろうというふうに考えておりますので、今後国の動向を見ながら利府町としての導入の可能性について考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 国の産後鬱予防健診を行うには、健診の結果をサポートへとつなげていく観点から産後ケア事業実施自治体を対象としております。この産後ケア事業についても国は2分の1の補助を行っております。本町としてはまだ産後ケア事業は実施しておりません。国としても妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築をと、さまざまな形で助成しております。本町としても産後ケア事業を実施していくべきと考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

産後ケアにつきましては、国で平成28年度から始まっております子ども・子育て支援事業の一環というふうに位置づけているところでございます。その中で議員の御質問にもございましたように、出産から子育てまで切れ目ない支援をするということを第一義に掲げておりまして、平成32年度までに子育て世代包括支援センターの設置を全国的に展開するということを掲げております。

そういった状況から、町といたしましても子育て世代包括支援センターについては当然検討していかなくてはならないというふうに考えておりますので、その事業によって御質問の産後ケア、そういったものについても含めて検討すべきものというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） やはり国としても産後ケアは必要というふうな考えで予算を盛り込んで

いると思います。早急に立ち上げていくべきだと思っております。

産後鬱は周囲の理解も非常に大切でございます。本人だけが産後鬱について情報としてわかっていたとしても、実際症状が出た場合、一生懸命過ぎて気づかない部分もあるかと思えます。そのような場合、一番近くにいる御主人も産後鬱について知っているべきだと思います。そのような考えから、産後鬱について御本人のほかにも家族にも知ってもらえるようにしなければならないと思っております。母子手帳交付のときやプレパパ・プレママ広場で周知してはと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

御本人ではなく家族にもということでした。そういったところからプレパパ・プレママ広場ということで新しくお母さんになる方、お父さんになる方に対する子育ての仕方に関する指導、あるいはそういったことを含めて指導をしておりますので、今後も継続をしてそういった形を利用しながら鬱に関する取り組みなんかも進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 周りの本当に家族の理解が大事かなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

次に、②の5歳児健診についてでございますが、5歳児健診がなぜ必要なのか。5歳児健診の最大の目的は保護者が発達障害に気づくことにあります。この気づきから子供への適切な対応や就学に向けての準備へとつながってまいります。そのような考えからも、保護者が発達障害に気づくために5歳児健診は非常に重要だと考えております。

厚生労働省の研究によりますと、1,000名を超える5歳児を診察しましたところ、軽度発達障害の発生頻度が8.2%から9.3%と推定されました。また、平成24年度文部科学省の調査では、小中学校の通常学級において学習面または行動において著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%と推計されました。5歳児健診を行えば小中学校で把握される軽度発達障害児のほとんどを5歳の段階で発見できる可能性を示唆していると考えられることができると研究班では言っております。

こうした半数以上が3歳児健診では何の問題も指摘されなかったということから、軽度発達障害児に気づくための場としては5歳児健診が極めて有用だと研究班は結論づけております。

このような考えからも早期に発達障害を発見して必要な支援へつなげていくという部分から、5歳児健診は必要かと思います。

発達障害者支援法がことし5月に改正され、発達障害の疑いのある保護者への情報提供、助言が追加されました。この部分からも助言、情報提供できるよう5歳児健診は必要ではないかと思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

確かに厚生労働省の研究の結果として5歳児健診が発達障害の早期発見に有効であるという見解が出されているということは私も承知しております。先ほど町長の答弁にもございましたように、法に基づく各種健診を実施していく中でも確かに発達の気になるお子さんがある一定程度いらっしゃる、そういったお子さんを支援していく必要があるというのは我々としても感じているところでございます。

しかし一方、その5歳児健診につきましては、3歳児までに発見されなかった軽度の障害児を救う健診としてということでございますが、一方ではやはり3歳児まで、自我が目覚めて行動がはっきりしてくる3歳児健診の受診が重要ではないかというふうに言われているところもございます。

これまでの利府町の発達に何らか気になるお子さんのケースを見てみましても、5歳になって初めて気づくのではなく、1歳6カ月児健診あるいは3歳児健診、そういった中で気になっているお子さんがやはり5歳児になって顕著になって集団健診の中に入って気づかれるという中のケースもあるようでございます。

そういったところから、町といたしましては1歳児健診あるいは2歳半の健診、3歳児健診ということで、健診を実施している中で発達に関して気になるお子さんがいた場合については、できる限りきめ細かにそういったお子さんについて支援をしていくということで取り組んでおりますので、御父兄の方にもそういった形でお声がけをさせていただいているところでございます。引き続きこれまでどおりの健診を実施していく中で早期の発見に努めていきたいということで考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 3歳児健診で大丈夫ということだったんですけれども、町内のあるお母さんは就学時健診のころ、日ごろの子供の行動を見ていて、このまま普通学級に入れて大丈夫

なのだろうかと心配になりまして、保健福祉課に相談したということです。ですが、もう既に支援学級への申し込みは期間が過ぎておりまして、今からの申し込みでは2年生からになりますというふうな形で言われたということでした。もっと早く相談しておけば、また、もっと早い段階で誰かに教えてもらいたかったというふうに言うておりました。やはり、このようなお母さんの声からも5歳児健診があればこんなに大変な思いはしなかったと言っておりましたので、必要ではないかというふうに思っております。

発達障害児の早期発見としては保育所の先生、幼稚園の先生のスキルアップが必要ではないでしょうか。先ほど申し上げました発達障害者支援法第23条には、市町村の責務として発達障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう、発達障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び質の向上を図るため研修を実施すること、その他の必要な措置を講じるとあります。

先進自治体の鳥取市ではスキルアップが非常に重要であるとの観点から、年に何回も行っているようです。本町としても保育所、幼稚園の先生のスキルアップの講習会を実施して、5歳児健診がすぐにできないのであれば、このようなスキルアップが必要ではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

幼稚園の先生あるいは保育士さんのスキルアップが必要ではないかということでもございましたが、その障害に何らかの課題があったお子さんに対しましては障害の福祉サービス事業の一環といたしまして、保育所等訪問支援事業というものがございます。そのお子さんにどういった形で適切な支援をしたらいいか、保護者の方あるいは直接幼稚園、保育所に出向きまして専門の方が先生方に指導するという事業も実施しております。そのほか各関係機関が連携をして情報共有をして、その支援が必要と考えられるお子さん、児童生徒の把握に努めるということで、教育委員会が主体となりまして特別支援教育推進委員会を設置しております。その中で、各先生あるいは保育士の方を一堂に会しまして研修会を開催し、知識の習得に努めているところでございますので、そういった機会をこれからも継続して連携しながら実施をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 先ほどの発達障害者支援法の改正点の中で、市町村の責務として発達障

害の理解を深めるため必要な広報活動や啓発活動を行うとなっておりますが、現在3歳児健診以降、就学時健診まで保護者に対して発達障害に関する啓発をどのような形で行っているのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

発達障害に関する啓発ということでございますが、直接こういった形で発達障害についてということで啓発等は実施をしているところではございません。ただ、先ほども申し上げましたように幼稚園、保育所の指導者の方に対して学ぶ機会を設けておりますので、その中で保健師等も一緒になってこういった研修についてはどのような指導方法がいいとか、支援の方法なんかについてお知らせをさせていただいておりますので、そういったものを今後も利用しながら支援に努めていきたいというふうに考えております。

保護者に関しましては、今のところ3歳児健診を過ぎた後は各幼稚園、保育所等の健診であったり、そちら側からの啓発になるかなというふうに考えておりますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 発達障害とはどのようなものなのか行政として知らせていくことが本当に大事だと思っております。発達相談のお知らせを定期的に広報で行うなど、チラシを作成してどのような幼児が発達相談の対象になるのかなどを行政として知らせていくべきだというふうに思っております。

愛知県の東郷町で行われております5歳児健診は、集団健診よりも非常に効率のよいスタイルだと思われましたので、御紹介させていただきたいと思っております。保護者が幼稚園や保育所を通じて問診票を提出いたします。その問診票をもとに支援が必要と思われる子供について臨床心理士や発達支援スタッフが各園を回って行動観察を実施します。その後、発達検査を行い子供の個性などを確認し、必要な支援を幼稚園、保育所の先生や保護者に提案します。このようなスタイルでしたら集団健診を行うよりも保護者も町も負担が少ないのかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

5歳児健診をやっている自治体の事例ということで、直接現場で保護者の方が記入をされた

質問票に基づいて専門の方が判断して、保護者の方にそういった発達に課題があった場合についてはお話をするというスタイルをとっているというふうには私も伺っていたところでございます。

町のほうでも現在、幼稚園あるいは保育所からやはり気になるお子さんがいる場合については連絡をいただいて、保健師が直接現場に出向き、あるいは専門のやはり児童相談所の方に相談が必要だなという場合については児童相談所の方に一緒に訪問していただいて、お子さんの様子を拝見させていただいて指導者の方からお話を伺って、その上で支援が必要な方については保護者の方にお話をさせていただいているということで、実際の支援する対応としては同じような形の支援をさせていただいているところでございます。

ただ、やはりその上で一番に課題になってくるのは、どの場面でも保護者の方がそれを受け入れてくれるかというのがやはり現場の中で一番の課題になっております。先ほどお話しさせていただいた健診の中でも実際にお子さん、こういった部分はできますけれども、こういった部分はできないので気になりますよねというお話をしても、やはりそれを受けとめていただける方、受けとめていただけない方、やはりそれは非常に大きな差はあるというふうに現場のほうから伺っております。

やはりお子さんの発達過程の中で、保護者とすればなかなかそれを受け入れるというのは大変難しいことだなというふうには私どもとしては理解をしています。同じ5歳児健診であっても3歳児健診であっても、大きな課題はそこにあるだろうというふうに考えておりますので、そういったところを専門の保健師であったりが根気強くお母さん方と向き合いながら実際は指導しているところでございますので、今後もそういった中でお子さんの発達への気づきの機会といったものを設けていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 先ほども申し上げましたように、5歳児のとき健診がなかったことによりまして学校に入るとき大変な思いをしたお母さんが実際おりましたので、やはりそのような部分でも受けとめられるような環境をつくるのが大事だなというふうに思っておりますので、その部分を取り組んでいただければと思います。

次に、（2）のエンゼルヘルパー派遣事業についてでございますが、妊娠中のつわりや出産後の大変さは経験した方は本当にわかるかと思いますが、ひとりで乗り越えるのは大変なことだと思います。核家族化が進み、周りに誰も助けてくれる人がいない、そのようなお母さんが

ふえており、その部分からも育児放棄などにもつながってしまうのかと思っております。そのような方に行政として寄り添っていくことが非常に大切だと思いますが、町としての考えをお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

確かに妊婦面接をやったときに実際に産後支援してくれる方がいますかという質問の中には、数名でございますが、いないという回答をされている方もいらっしゃいます。そういった方については、できるだけ産後孤立することがないように保健師であったり栄養士であったりということで連絡をさせていただいて、支援をさせていただいているところでございます。

ただ、産後のヘルパーのような形での支援というところまでは町で直接は実施しておりませんので、今県内では大分民間のそういった支援をやってくれる事業所さん等もございますので、そういったところの情報の提供といったものにとどめさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） このヘルパー派遣事業を利用した方からは、誰も頼る人がいなくて不安だった、話を聞いてもらい助言してくれて心が軽くなったなどの声が寄せられているようです。このヘルパー派遣事業を行っている新居浜市では一般財源での事業と伺いましたが、国では産前産後の妊産婦を支援しようと妊娠出産包括支援事業の中で産前産後サポート事業があります。先進自治体も数多くあります。子育て先進地の利府町としては早急に行うべきと思いますが、いかがでございでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

今、新居浜市の御紹介をいただいたところでございますけれども、県内でも確かに産後ヘルパー事業をやっている自治体があるということはこちらでも把握をしているところでございます。単独事業になるのか、あるいは補助事業を活用してになるのかは、先ほどの御質問にもございましたように平成29年度で国が今現在予算要望しているようでございますので、そういった事業の中で検討の余地はあるのかなというふうには考えているところでございます。

ただ一方では、心に寄り添って産後をきちんと支援していただける方ということで、やはりいろいろなものを調べてみますとそういった認定の資格というものも今はきちんと制度として

あるようでございます。やはり実施に当たっては人材の確保がやはり最大の課題になるのかなというふうに考えておりますので、そういったものにつきましても今後検討しなくてはいけない、出産から子育てまでの切れ目ない町としての支援の中で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 実際子育てしているお母さんからこのようなサービスがあれば3人目も考えたいというふうな声とかもあります。安心してもう1人産める環境を整えることが大事ではないかなというふうに思っております。

次に、（3）のB型肝炎予防接種に移らさせていただきたいと思います。

現在、国内での感染者は最大140万人と推計され、肝硬変や肝がんで苦しんでいる方々の多くは子供のとき、それも3歳までに感染したためだと言われております。これまで日本ではB型肝炎ウイルスの赤ちゃんへの感染はキャリアのお母さんからによる母子の垂直感染が大半でしたが、1985年以来、B型肝炎母子感染防止事業がスタートし、母子感染によるキャリアは減少傾向となっております。

その一方で、近年問題視されているのは家庭内感染や幼稚園、保育園等での子供同士による感染です。世界的には世界保健機構WHOが平成4年に全ての赤ちゃんにB型肝炎ウイルスを接種するユニバーサルワクチネーションを勧告し、加盟国193カ国のうち既に180カ国で定期接種となっている状況です。

公明党が同ワクチンの定期接種化を国会で何度も取り上げ主張してきた結果、今回の定期接種実現となりました。スタートした事業でございますが、同じゼロ歳児であっても対象とならない乳幼児にとって不公平となってしまうかと思いますが、この部分は町としてどのように捉えているのか、お伺いたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

確かにことし適用いただきましたことしの10月までの間に1歳になるお子様につきましては、今回は定期予防接種の対象というふうにはなっておりません。ただ、国のほうでも今回のB型肝炎の予防接種を定期予防接種化するに当たって検討する中で、課題としていたところは費用の負担についてということも1つの項目の中に掲げられているところでございます。

そういったところから、国では平成28年4月1日以降に生まれたお子様についてのみ定期予



防接種の対象とするとして事業開始したところでございます。町のほうでもさまざまな予防接種、法令に基づいたものを実施しておりますが、いずれも国の制度に基づいた対象年齢で実施をさせていただいているところございましたので、B型肝炎につきましても同じように国の定める対象年齢についてのみ対象とさせていただいたところがございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） キャリア化しやすいというふうに申し上げましたけれども、乳幼児期、特に3歳ころまでにB型肝炎に感染した場合、保菌者になりやすく、将来慢性肝炎、肝硬変、肝がんなどの難治性肝疾患に進行してしまうとのことでございます。数字的には1歳未満は90%、1歳から4歳までは20から50%の確率でキャリア化してしまいます。

小児科の先生方や肝炎の患者団体からは国へ上がった要望書の中でも、2歳児や3歳児までの助成接種の対象というふうに要望されております。この助成事業は本町としても10月からスタートしましたが、既にそれ以前から独自の助成を3歳児まで行っている自治体がございます。この部分からもさかのぼって、ゼロ歳児だけではなく、キャリア化しやすい乳幼児期への助成を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

対象とならない年齢につきましても町で独自に助成をしてはという御質問でございます。確かに国のほうでキャリア化しやすい年齢ということで、3歳児までにつきましてはキャリア化しやすいというのはきちんと明示をされているようでございます。そういったことを受けて市町村独自に助成をし予防接種を実施を促している自治体もあるというようなことございますが、そういったことでいろいろな形で子供たちの健康を考え、子育ての支援をやっている自治体はあるかというふうに考えております。

それを実施するに当たりましては、やはり財源というものはどうしても避けられない課題だというふうに考えております。利府町の場合、例えば先ほどお話ありましたように3歳児まで助成するとした場合、今1回当たり大体8,000円程度の予防接種費用がかかっております。それを公費で負担する場合、数千万円の財源が必要となりますので、やはりそういったものについては町の子育てとしてどういった事業が必要なのか、予防接種だけではなくていろいろな事業を包括的に考えて有効な事業ということで今実施しているところがございますので、そういっ

た中で取捨選択をして子供たちの支援につなげていくべきものではないかなというふうを考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 財源が大変なのは本当にわかるんですけども、このように3歳児までにはキャリア化しやすいということがわかっておりますので、その部分を町としても何とか支援していかなければいけないなというふうに思います。支援できないのであれば、このキャリア化しやすい方々に対して周知していくことが大事ではないかと思います。今回対象となっていない乳幼児に対しましてはどのような周知を行っているのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

キャリア化しやすい対象児に対する周知としてということでございますが、町のほうといたしましては定期予防接種化になったことによりまして、まずは定期予防接種を確実に受けていただくことを保護者の方に周知をさせていただいているところでございます。確かに国のほうでキャリア化しやすいということで調査研究がされているという認識はございますが、町のほうで積極的にそれをすることによって逆に混乱することなども考えられますので、今後国のほうで本当にそういったことをきちんとお知らせをしていくという方向性があれば、町としても積極的にお知らせをしていきたい。今はまだ調査研究という段階でございますし、確かにWHOのそういった調査結果が出ているというところはございますが、もう少し国の動向、そういったものを見ながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 次に、（4）の母子手帳アプリについてに移りたいと思います。

このアプリは子供の身長や体重を入力すると自動でグラフ化されます。成長日記や写真、健診記録なども入力でき、父親や祖父母らとも共有ができます。自治体が開催する母子向けイベントや予防接種の情報を入手できるほか、接種日が近づくと事前にアラームで知らせてくれる機能もあります。

電子母子手帳は紙の手帳では実現できない便利な機能を備えております。近年は導入する自治体が増加傾向にありまして、東北では東根市が初めての導入となりましたが、全国的にはことしに入ってから既に本当に多くの自治体がスタートしております。子育て先進地の利府町と

しては早急に導入すべきと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

鈴木議員のほうからは昨年の12月にも同様の質問を頂戴しておりまして、実際導入している市町村の動向を今後見ていきたいという回答をさせていただいたかというふうに覚えております。

昨年は国のほうでICT事業として電子母子手帳のモデル事業をやったということで、そこから全国の自治体で導入するところがふえてきているというところがございます。確かに母子手帳の電子化によってお母さん方を支援するという方法も一端あるかなというふうには考えておりますが、まだまだ導入している市町村の動向というものがまだ見えないところがございますので、今後も調査研究してまいりたいというふうに考えているところがございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 昨年の12月の議会では個人情報の管理が大変なのだというふうなお話ではあったんですけども、今回新しく千葉県とかで導入している部分につきましてはオープンアカウントというものを採用しまして、町が個人情報を管理しなくてもリスクを負わずに導入することができます。こういう部分からも検討していくべきだというふうに考えます。

先日オープンしました駅前のみち・ひと・しごと創造ステーションtsumikiで町民との協働でこのような部分を進めていければいいのではないかと思います。いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

tsumikiでの行動の中でというふうなお話でございますが、ちょっとうちのほうも先月オープンしたばかりというふうなこともありますので、今後検討させていただきたいなというようなところがございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 愛知県の清須市では3月から子育てアプリの配信をスタートしましたが、スタートして3カ月で登録件数は937件もありまして、人口6万7,000人から考えますとニーズが高いのかわかるかと思います。利用者アンケートでは回答者の85%が満足しており、今後も利用したいかとの問いに対しまして91%が利用したいと答えております。男性の利用者からは興味湧いた、イクメンになれるよう頑張りたいなどのコメントも寄せられております。この

アプリは市民との協働で開発したということでした。ぜひそのtsumikiでこのような形のものを検討していただければというふうに考えます。

産婦人科医師会でも一昨年から電子母子手帳の標準化を目指す委員会を設け、検討に入っております。本町としても前向きな検討をというふうに考えております。子育てのさらなる充実に取り組むことにより子育てに優しい町の利府町に住んでみたい、住んでよかった、住み続けたいというふうにつながっていくかと思えます。さらなる充実を求めたいと思えます。

次に、大きい2点目の結婚新生活支援事業についてでございますが、この事業は若者の声を政治に反映させようと公明党が若者に対して全国で1,000万人以上へのアンケート結果から国に届け実現した事業でございます。

厚生労働省の調査によりますと、2015年の結婚件数は65万5,156組で、戦後最少となったようです。国立社会保障・人口問題研究所が結婚の意思のある未婚者を対象に1年以内に結婚するとしたら何が障害になるかと調査したところ、結婚資金との回答が最も多く、次に多かったのが結婚のための住居でした。この結果からもこの事業は早急に進めるべきかと思えますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

先ほど町長のほうからも答弁申し上げましたが、この事業を今年度から実際やっているところでございますが、全国でも125自治体、1,700余りあるんですけれども、そのうちの125、県内でも35市町村のうちの1自治体でやっているというふうなことでございます。事業効果を今後見きわめながら、効果があるのかどうか検証しながら検討していきたいなと思っております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 答弁では来年度は不透明というふうなことでございましたが、この事業は国の来年度の予算概算要求で6.1億円盛り込まれております。来年度も予算が概算要求に入っているということで、このような部分からも進めるべきではないかと思えますが、いかがでございましょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

来年度もやるとしても今年度県内でも1自治体というふうなことでございますので、先ほど申し上げましたが、効果をちょっと検証してみたいなと思っております。確かに18万円という

ふうな結婚生活資金を受けられるようでございますが、受け取らないよりは受けたほうが良いと思っておりますが、そのような効果が確かにあるのかどうか、ちょっとその辺も調査させていただきたいなというようなところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木晴子君。

○1番（鈴木晴子君） 今のところ県内では岩沼市だけですので、結婚して住むなら子育ても充実している利府というふうな部分で進めていっていただきたいというふうに思います。若い人が集まりまして町が元気になりまして、少子高齢化に歯どめがされていくかと思っております。そのような部分を期待して終わらせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 以上で、1番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は11時5分といたします。

午前10時52分 休憩

---

午前11時04分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 吉岡伸二郎君の一般質問の発言を許します。吉岡伸二郎君。

〔8番 吉岡伸二郎君 登壇〕

○8番（吉岡伸二郎君） 8番 吉岡伸二郎でございます。本定例会において2本について質問いたしますので、通告いたします。

昭和42年10月に利府町が誕生し、来年、平成29年には町制施行50周年を迎えることとなります。昭和42年当時は1,508世帯、7,913名の人口が、平成28年5月末には1万3,001世帯、3万6,264名と、約4.5倍にまで発展してまいりました。私たちは町制施行50周年を迎えるに当たり、よき歴史と伝統を受け継ぎ、後世に誇れる利府町の発展を力強く牽引していかなければならないと強く思っております。そこで、今回は未来の利府町を背負う子供たちの教育と利府町の未来について質問させていただきます。

大きな1番、子供たちの教育について。

文部科学省が10月27日に公表した2015年度の児童生徒問題行動調査によると、児童生徒1,000人当たりの件数が宮城県がいじめ、不登校、ともに全国で2番目に多いという調査報告が報道されました。宮城県全体のいじめ件数は1,000人当たり70.8人、不登校は1,000人当たり15.4人

との調査結果であります。数字が高いのが一概に悪いと見る向きもありますが、宮城県が正確に調査した結果であると思われま

そこで、以下の点を伺います。

（1）利府町ではいじめや不登校の件数や状況をどのように把握しているのか、また、町内の中学校3校、小学校6校における件数はどうなっているのか伺います。

（2）宮城県内外を問わず、いじめによる若者の死の報道を見聞きするに当たり、非常に痛ましく悲しい思いをする機会がたびたびあります。町内の小中学校でいじめなどがエスカレートし痛ましいことには至っていないか、また、近年の事例はあるのか伺います。

（3）いじめや不登校などの対応やエスカレートする保護者への対応、部活動などで現場の教員や校長などにも負荷がかかっているのではないかと思います。宮城県内の学校でも心の病等で休職扱いとなっている教員もいると聞きますが、本町の現状はいかがか伺います。

（4）いじめや不登校あるいは家庭内暴力への対応などで、ソーシャルワーカーによる対応があります。予算は執行されていますが、いま一つ活動の中身や勤務実態が見えてきておりません。具体的にどのような勤務となり活動を行っているのか伺います。

大きな2番、利府町の未来・まちづくりについて。

町内には宮城スタジアムを初め、県の総合体育館やプール、サッカー場など大規模なスポーツ施設などが多くあり、イベントやコンサート、スポーツ大会などの開催も多く、利府ゴルフ倶楽部では宮城県唯一の女子プロゴルフトーナメントも開催されております。これだけ多くの観客が訪れる機会が多い利府町ではありますが、大規模イベントは町にとってどれだけの経済効果があるのか疑問が残る点があります。そこで以下の点を伺います。

（1）全国的に交流人口の拡大が叫ばれているが、利府町は町の規模からすれば全国的イベントの機会は多く、他県や他市町から利府町を訪れる人は多いと思う。これらの大規模イベント時の経済効果をどのように捉えているのか伺います。

（2）イベントは多いが町内には宿泊施設はほとんどなく、他市町へ逃してしまっていると思われま

（3）大規模イベント等で多くの人

ごろ開所した駅前の利府町まち・ひと・しごと創造ステーションにおける活動はどのような効果があると考えられるか伺います。

（４）平成26年から開発中の新中道地区、先ごろ始まった太子堂地区の開発、利府町文化複合施設の開発など、町の開発は西部地区に偏った印象を受けます。東部地区は特別名勝松島ということもあり規制が厳しく、開発がなかなか進んでいないのが現状であります。町内の均衡あるバランスのとれた町の開発・発展を期待しているが、当局の見解はどうか伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、子供たちの教育については教育長。2、利府町の未来・まちづくりについては町長。初めに教育長。

○教育長（本明陽一君） 8番 吉岡伸二郎議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の子供たちの教育についてお答え申し上げます。

まず、（１）のいじめや不登校の把握状況についてでございますが、毎月各学校からの報告に基づき状況を確認しております。また、平成27年度におけるいじめの認知件数につきましては、小学校におきまして31件、中学校におきまして6件となっております。不登校児童生徒数は、小学校におきまして9名、中学校におきましては22名となっております。

次に、（２）のいじめのエスカレートによる痛ましいことには至っていないかについてでございますが、幸い本町におきましては痛ましいことには至る事案やそうした事例についてはございません。

次に、（３）の心の病等での休職扱いとなっている教員についてでございますが、現在教育に関してさまざまな教育課題があることから、教職員に負荷がかかっていることについては議員御指摘のとおりであります。各小中学校におきましては現時点で心の病等での休職をしている教職員はおりません。

最後に、（４）のスクールソーシャルワーカーの活動についてでございますが、今年度より1名増員し、3名体制で各中学校区での相談業務に当たっております。特に不登校や虐待、また家庭環境などの相談を行ってきております。スクールソーシャルワーカーは学校だけでの対応が困難な不登校や虐待、いじめ等の相談に対しまして、社会福祉や精神保健福祉等の専門的な知識技能を生かして、家庭や関係機関と連携をしながら子供を取り巻く環境の改善を図ることになっております。

スクールソーシャルワーカーの活動につきましては、原則週1日6時間の勤務体制により各小中学校へ出向き、児童生徒や保護者、教職員等との面談、支援や関係機関との連絡調整を行っておりますが、事案によってはケース会議への出席、また相談者の都合や相談内容によっては夜間や学校以外の場所での相談も行っております。今後も児童生徒や保護者が安心して相談できる体制づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 8番 吉岡伸二郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

2点目の利府町の未来・まちづくりについてのお尋ねでございますが、（1）のイベント時の経済効果についてであります。

御承知のとおり利府町には県の総合運動公園初め、大規模なスポーツ施設があることから、近隣町村と比較しましても全国的なイベントが数多く開催されているところであります。これらのイベントに対する本町の経済効果につきましては、イベントの内容がコンサートやスポーツの全国大会など多種多様なものになっていることから、利府町全体への経済効果については把握ができない状況であります。しかし、昨年9月に行われました嵐のコンサートの折に利府駅を利用した方々からのヒアリング調査では、あくまでも試算ではございますが、4日間の間接的な経済効果は1,800万円程度ではないかと推計しているところであります。

このように大規模なイベントあるいは子供たちが楽しめる公園等により利府町へ訪れる方は年間200万人を超えておりますので、利府町にとって大きな経済効果があるものと考えております。

（2）の宿泊施設の誘致についてでございますが、利府町内の施設に宿泊していただければ宿泊代のほかにも食事代やお土産代など、町への経済効果は大変大きくなると思われませんが、今吉岡議員御指摘のとおり利府町内には宿泊施設が少ないことから、町外での宿泊施設の利用が多くなっているのが現状であります。

あと、昨年利府町で行われましたコンサートやイベント等で訪れた方々のうち、約1万2,000人の方が利府町内の宿泊施設を利用しております。

なお、これまでもホテル等の宿泊施設建設についての御相談はございましたが、1年間を通した利用客の確保が難しい、つまり土日はいっぱいだ、イベントはいっぱいだ、普通の日はない、しかも仙台が近い。残念ながらこういった利府町の余り便利のよい立地のためにな



かなかホテル業者が建設まで至っていないというのが現状でございます。

今後は都市計画法の制限等もございますが、大規模な開発があった場合には宿泊施設の誘導を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

（3）の大規模イベント時における利府町まち・ひと・しごと創造ステーションの取り組みの効果についてお答え申し上げたいと思います。

この施設につきましては利府町の地方創生の推進拠点としてtsumikiという愛称で11月19日に利府駅前に開所したところであります。議員各位全員に御出席を賜って開所できまして、ありがとうございます。

この施設は若者のアイデアや感性を盛り込んだことによってデザイン性の高い施設となっております。このことからグランディ21での大規模イベントの際に利府町を訪れるたくさんの方々にも利府駅前の新たな顔となるカフェ空間として御利用いただけるものと考えております。

また、隣接するりふレ横丁の空き店舗も活用したシェア型のチャレンジショップもオープンして、昼も夜も本町の地場産品を使った創作料理が提供販売されております。

さらに、施設のオープン前後の取り組みといたしましては、グランディ21で行われた劇団ニホンジンプロジェクトのコンサートへの小中学生の出演あるいは仕事づくりをテーマとしたトークショーを盛り込んだ「にこまるマーケット」の開催などのコラボイベントを実施いたしました。このグランディ21には利府町民含めて総勢8,000人が子供たちも含めて集まったと聞いております。

これらのイベントにつきましては利府駅前の活性化に伴う間接的な経済効果はのみならず、利府町全体の愛着の醸成あるいは町の魅力を発信、ひいては仕事づくりや移住、定住への波及的な効果を狙ったものであります。イベントに参加した方々からは、一生忘れないとても貴重な体験になったという声や、こんなすてきな空間で行われるイベントにまた参加したいといった、非常に評価する声をたくさんいただいております。今後も引き続き地域資源の活用となるさまざまなコラボイベントを開催するほか、大規模イベントに訪れる方々をターゲットとしたコミュニティービジネスの起業を促進するなど、これまでにない利府ならではの新しい取り組みを町民や企業、各種団体、大学等との協働によって進めてまいりたいと考えております。

（4）の町内の均衡あるバランスのとれた町の開発・発展についてでございますが、現在町では国が重点的な施策に掲げておりますコンパクトシティーの形成に向けた将来の都市構造の核として考えている中心市街地の整備を進めております。利府駅から役場までの周辺一帯にお

いて少子高齢化あるいは子育て世帯のさまざまな定住環境に対応した土地利用を促進して、歩いて暮らせる生活空間の形成を進め、持続可能なまちづくりを目指しているところでございます。

しかし、今後本町が一層の発展を遂げ都市として自立性を高めていくためには、定住環境の整備だけではなく、かつ雇用創出を初め定住人口の増加などにもつながり、地域経済を力強く牽引して物づくり産業を支える新たな工業流通業務系の産業拠点の形成を図ることも必要と認識しております。町内4カ所のインターチェンジを生かした産業機能の集積拡大を図っていく必要があると考えております。

このほどしらかし台インターチェンジ周辺の白石沢地区が民間事業者による開発行為の確実性が認められ、年度内の市街化区域編入に向けた事業が進捗しているところであります。また、東部地区におきましても松島海岸インター周辺を拠点とした新たな産業地として、現在同地区の地権者によって土地利用の具現化に向けた勉強会も開かれているとお聞きしております。今後、具体的な開発計画が提案された場合には、特別名勝松島の規制区域内ではございますが、有効な土地利用が可能となるように県など関係機関と協議調整を図りながら均衡ある利府町土の発展に力を注いでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） それでは、まず教育関係について再質問させていただきたいと思えます。

いじめ・不登校問題はかなりデリケートな問題でありまして、表に出てくる部分、裏に隠れている部分があり、教育関係における基本的であり一番大切な問題でないかと思っております。特に近日、毎日のようにニュース報道もあり、より身近な問題と思い今回取り上げさせていただきました。

そこで、答弁いただきました答弁書のほうに1、いじめ・不登校の件数や状況把握についてでございますけれども、まず1つ、毎月各学校から報告が上がるというふうにありますけれども、例えばいじめとか不登校、これは毎月決まった時期に起こるわけじゃないですよ。突発的に起こるわけで、そういったときも毎月決まった日にちに報告が上がるのか、その都度事件が起きたときに教育委員会のほうに報告があるのか、お尋ねします。

それと、この報告によりますと平成27年度の資料のようになっているんですけれども、ちょ

っと古いかなと思うんです。28年度の小中ありましたら、お知らせいただきたいんですけども。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 8番 吉岡伸二郎議員の再質問にお答えいたします。

毎月の調査のあり方ですが、先ほどの説明どおり全ての学校の件数としては月末にまとめたものをその翌月の月初めに出ておりますが、発生したものについてはその都度学校長等からこのようなことがありましたというのは電話等でまずはお話を聞くというふうになってございます。

また、27年度の資料でお話ししたのは、議員の調査が27年度のケースで出ておりましたので、先ほどのとおりの数が本町での27年度の数になってございます。今年度につきましては、上半期です。9月までの数でよろしければお話ししたいと思います。いじめの認知件数につきましては、小中学校合わせまして91件と数はふえてございます。不登校につきましては、小中合わせまして上半期では13件。不登校は30日の欠席を超えたものが数字として入りますので、年度途中ですのでそういう数になってございます。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） それで、このいじめ等あった場合は現場、学校のほうから教育委員会  
のほうにはその都度迅速に報告は上がっているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

いじめの認知件数、先ほど今年度91とお話ししましたが、これは昨年度途中から文科省で非常に小さいものでも認知しなさいと、つまり発見しなさいということで、数が非常にふえてい  
ると。宮城県は先ほどのとおり1,000人当たり70.8人。むしろ利府町ですが、昨年度の数からし  
ますと認知件数の数でいうと1,000人当たり10.4人と宮城県に比べて非常に少ないものになっ  
てございます。むしろ数としてはきちっと見つけるという観点では遠慮せず細かいものも上げ  
なさいというので、先ほどの91という数になっておりますので、全てがその都度学校からこう  
いういじめが認知されましたよというふうに上がってきているわけではなく、やはり心配なも  
の、重大になっては困るものというものは校長から連絡が参りますが、小さいものまでは一々  
上がってこないというのが現状でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） 小さいものは上がってこないということでございますけれども、その上がってきた問題のあるいじめ等々に対しては現場である学校の担任とか校長初め、ケアに当たると思うんですけれども、そういう子供たちに対して教育委員会から見て現場サイドは適切な対処をとっていると思われませんか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） それぞれの学校の取り組みですが、先ほどの毎月上がっている数値で上がってくるものにもその内容、例えばからかわれたとか、細かいものは簡単には内容は書いてございます。その中で気になるものはこれはどうでしたかというふうにお尋ねする場合もございます。

また、町には教育相談専門員がございまして、毎月学校を訪問し、校長、教頭等から子供たちの様子を聞いたり、直接相談の時間も設けましていじめ相談とか、そういうものを聞いたりする場合がありますので、そういうところで状況を把握していると。

また、後ほどの質問にあるかもしれませんが、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー等の対応等も聞く、調査内容を読む等しておりますので、基本的には認知しそこねたと、重大なものにつながるものがあつたということのないように学校体制、組織的体制で取り組んでいるとは考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） 重大な事件にまで至らないように適切な対処をしているというふうに理解していいわけですね。

それで、1つの事案が出た場合、その事案に対して最終的な結論まで持っていかないとらないと思うんです。結果を出すというか、途中で投げてしまいますとまた問題が再発生することになりかねませんので、その最後の結論に至るまでの調査、ケア、こういったものは主に担任の先生がやっているんですか、それともソーシャルワーカーとかカウンセラーとか、最終的にはどのあたりでやられているのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

基本的には担任任せにはならないような組織になってございます。まず、各学校にいじめ・不登校担当者というものが分掌上必ず1名配置するようになっておりますし、その人たちの会議も今年度から委員会では立ち上げまして、数カ月に一度情報交換会等も行っております。で

すから、そういう校内での組織を含めて一つ一つのいじめ、認知されたものがどのようになっているかと確認の上で、認知件数は先ほどの数どおりでございますが、認知したからにはきちんと解決したかということまで踏まえなくてはいけない。それを解消したかということで、解消率というものも上げてございます。それは利府町において100%、認知したものは全て解決なっていると。ただ、1カ月の中で簡単に解決しないというケースがありますので、それは継続して丁寧に見ていって、完全になくなったねと見えるまで確認の上で解消まで持って行ってくださいと、このように各学校も考え、行っております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） 今の教育次長のお話で100%解消されているということで安心はいたしました。それで、一月、二月で解消できない事件も当然ございましょうし、1年、2年、3年かかる事件もございましょう。とにかく100%の解消を、目指すのではなく、やっていただかないと、これは事が大きくなってからでは取り返しのつかないことになりますので、その点は心がけていただきたいと思います。

そして、ちょっと話戻るんですけども、28年度の上半期だけでいじめが91件あったと。かなり27年度から比べると多くなっているんですけども、これは何でかなと。約3倍以上にもなっているような気がするんですけども、この件についてはちょっと教育長、どういうお考えがあるか伺いたいたいですけれども、よろしいですか。

○議長（櫻井正人君） 教育長。

○教育長（本明陽一君） お答え申し上げます。

宮城県の数値が非常に前々から非常に多い数だったんです。ある県は物すごく少ないという状況で、それは宮城県のほうは細かく数値を各学校に求めていたんです。全体から比べると利府町は少なかったと思います。宮城県から比べると数値的には。

昨年はやはり今次長が言ったように、もっと細かいことでも数値として上げなさいという文科省の指導もありました。当初文科省は宮城県に対しては余りいい印象を持っていなかったようです。それは数値が多かったからです。ところが、最近はその数値を出したことによってはっきり明確に大丈夫だろうと。そして、その対処をしっかりと行ったほうがいいというふうに文科省も変わってきております。

昨年の件数から比べてことしの件数が多いというのは、私としては余り問題にはしておりません。それだけはっきり子供たちの状況が細かくつかまえているんだろうというふうに思

っております。うちのほうの教育の中では、町は1つの学校ということで取り組んできております。ですから、オリンピックの協力も全校でやったと。3,500名全員で動かしたと。そういった中でまちづくり、子供づくりをしていきたいというのが利府町の方針なんです。

ですから、いじめというのはどこにでもありがちなんです。ないということはないんです。これを発達段階においてなくしていかないとだめだと。私のほうからは学校に対してはいじめ・不登校をゼロというふうを目指しなさいというふう当初からお話ししておりますけれども、そこら辺は大変難しい状況にあります。ただ、学校と教育委員会一丸となって喫緊の教育課題であるものについては取り組んでいかなければならない。

先ほどお話ししたように、いじめ対策の担当者会議、それから連絡会議も持ちまして、教頭、管理職も入って会議をこしから持っております。それから、スクールソーシャルワーカーも1名増加しております。そういった形で体制づくりはしているんですけども、なおかつ数字的なものもございますし、やはり各家庭においても学校に対するいろいろな課題を持っていることもあると思います。そういったものを全部引き受けながら、学校と教育委員会がよりよい子供たちの成長のために向かっていかなければならないんだらうなというふう考えているところです。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） 宮城県も利府町も真摯にその数字を出したというふうに理解したいと思います。今、教育長おっしゃられたように91件、数は増加しているけれども、それほど過敏になる必要は今のところないというふうに理解してよろしいわけですね。

特に近年、命にかかわる痛ましい事件が全国で数多く起きております。これはいつ起きるかわからない。利府町でも無縁であるとは言い切れないと思います。今、教育長にも答弁いただきましたけれども、町内で隠れている事件、もしくは今潜在しているような事件になり得るような事案というのは本当はないというふうに今理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 痛ましい事件ということの捉えでございますが、いじめ防止推進法等では重大な事態として生命、心身、財産に重大な被害が生ずるおそれのあるような場合とか相当期間学校を欠席するようなことに至った事件とか、そういうものを重大な事態と捉えております。町としては25年6月にこの法律が制定されましたけれども、それ以降、今年度までそ

ういうものに該当する、いわゆる自死あるいは自死を企てたとか不登校になった、あるいは金銭強要とか精神疾患に陥ったということについては起きていないというふうに把握しておりますが、今後ともないかという決してあってはならないと考えますので、見逃すことのないように、そういうふうなことで悩んでいる子供がいないようにという目で各校とも丁寧に見ていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） いじめ・不登校、いずれも早期の発見、迅速な対応が必要と思われま。今の教育次長のお話で教育委員会が現場と寄り添ってそういった事案が出てこないように未然に防ぐ、そういった体制をこれからもとっていただきたいと思っております。

それで、ちょっと非常に聞きにくいことでもありますけれども、教員についてでございます。本当に町内の先生方は、本当に聞きにくいことなんですけれども、教育委員会から見て指導力不足あるいは不適格教員と思われるような、これも全国で教員の不祥事とか、いろいろありますものですから確認の意味で聞かせていただきたいと思うんですけれども、把握しているような点はないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） お答えいたします。

指導力不足、不適格に該当する教員は本町ではここ数年ないというふうに考えております。ただ、みんな指導力が十分にあるかということではなく、教員を研修する義務がありますので、これは常に深めていかななくてはならない。特に不登校やいじめに関してはその理解を常にしていけないと、それぞれの理解がばらばらであっては認知も変わってきますので、今後ともそういう研修の必要性、深めていくことの必要性は感じております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） やはり子供だけを指導するのではなくて、教育委員会の立場としましてはその上の教員、こちらの教員といってもやはり人間でございますので、しっかりした指導をこれからより一層心がけていただければと思います。

次に、ソーシャルワーカーについてお伺いいたします。

答弁の中でソーシャルワーカーの勤務状況が週に1日6時間というふうになっておりまして、これだけに限らず夜も出たりとか、そういうこともあるというふうに今教育長のほうからあったんですけれども、週1日6時間、それでかなり給料のほうはいいですね。とても週1日6

時間の給料ではないなと思うんですけども、本当に時と場合によってはソーシャルワーカーは、僕は2年ぐらい前にソーシャルワーカー余に出かけたときにドキュメンタリー番組をたまたま見たんですけども、そのときに感動しましてソーシャルワーカーというのはすごいなと。もう本当に昼夜問わず、もう雨が降ろうが何が降ろうが、子供のために、その家庭のためにというのを見たんですけども、利府町のソーシャルワーカーは私自身お会いしたことも、ちょっと勉強不足であれなんですけれども、ないんですけども、余り認知されていないと思うんですけども、実際にこの利府町の中でソーシャルワーカーがそういう事案を解決したというような事案があればひとつ教えていただきたいんですけども。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 具体的に事案解決というふうなあれにはならないかもしれませんが、スクールカウンセラーが教育相談的なもので子供の悩みを受容的に受け取るのに対して、スクールソーシャルワーカーになってきますとより積極的に周りの環境改善までかかわっていくと。そういう事例で、昨年度ですが、例えばお母さんと話をするだけで家庭環境、経済的なものも改善しないと子供の不登校自体が直らないだろうというふうな判断で、例えば就学支援の手続を用紙の準備から何から書くことまでお手伝いをしていただいたということもございます。結果的に子供の不登校解決にはつながったのではないかなと感じておりますが、それ以外のところでも最近、家庭環境の1つですが、虐待であるとか、そういうものも随分本町でも心配な点はございますが、そういうケース会議に入って児童相談所とのかかわりであるとか、庁内の子ども支援課とのかかわりとか、そういうものと協議しながら改善の策を見出していくと。

1つこれがその成果と言えるかどうかわかりませんが、昨年度、先ほど不登校の数が31名ということでお話はさせていただきました。全てが今年度残っているわけではございません。卒業した子供もいるわけですが、その中で7名ほどは今年度は学級に通っていると、30日欠席していないという状況になっている子供もありますので、これがスクールソーシャルワーカー全てというふうには言えないですが、それ以外のスクールカウンセラーもいますし、教育相談員もいますし、学校の手だて、いろいろなことを通じて改善というのは見えてきているのかなというふうに感じております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） ソーシャルワーカーの導入は非常にいいことだと個人的には思ってい



るんです。どちらかというところソーシャルワーカーの仕事というのはハードとソフトを分けるとハード面のほうが多いのかなというふうな今までの認識でございました。今の次長のお話ですとほとんどやっていることがソフト面、内面的なフォローになってきております。教育委員会といたしましてはこのソーシャルワーカーの任務に対する責任もしくはそれ以上の活動が今現在行われているかどうか、どういうふうに見解を持たれているか、お尋ねします。

○議長（櫻井正人君） 教育次長。

○教育次長（松尾隆治君） 先ほどのとおりで、こうやったのですぐ効果ありましたよというふうなものは簡単には見て取ることができませんが、例えば昨日も7時過ぎに学校で保護者、教員と相談をして、2人ほど相談があって、今終わって戻りましたというふうな話を伺っておりますが、やはりその中身によって関係機関につなげる、あるいは医療機関でこういうところがありますよと紹介する。それによって悩んでいる保護者も含めて安心していく。そういうふうな結果につながるのであれば、それは毎月簡単にですが、どういうふうな内容として相談がありましたかということは報告は全部いただいておりますが、3名ともそれぞれ活躍いただいていると感じております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） わかりました。私も機会があればソーシャルワーカーの方に一度お会いさせていただきたいなと思います。

そして、事件は起こる可能性というのは常にあります。そして、起きてからの対応では遅いということで、未然に防ぐといったことを心がけていただきたいと思います。そして、これからの利府町の主役となる若者への投資や教育の充実、子育てしやすい環境の整備に今以上力を注いでいただき、また、子供たちの未来をつくるよい手本となる教師の人材育成、教育環境の整備に御尽力いただくことを期待いたします。

それでは、続きまして未来・まちづくりの再質問に移らさせていただきたいと思います。

先ほど町長のほうの答弁をいただきまして、町内における大規模イベントで嵐のコンサートが去年あったわけですが、4日間で約1,800万円の経済効果があったということで、4日間でたしか20万人ぐらい来ているわけで、この1,800万円というのは多いのか少ないのかといえますと、期待したほどではないのかなというふうに個人的には思います。

それで、年間200万人を超える人がこの利府町を訪れているということでありまして、そのうちの、意外だったのは約1万2,000人お泊まりになっているということなんです。1万2,000人

も利府町に泊まるどころあったのかなというふうに思うんですけども、この辺は当局のほうではこの1万2,000人の方がお泊まりになっているというのはどういうふうに捉えておりますか。

○議長（櫻井正人君） 吉岡議員、（1）、（2）、一緒ですか。

○8番（吉岡伸二郎君） いや、（1）。

○議長（櫻井正人君） （1）からですか。今、宿泊は（2）に入っていますけれども。

○8番（吉岡伸二郎君） ちょっと入っていますけれども。済みません、（1）と（2）で。

○議長（櫻井正人君） 一緒でいいですか。産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） 吉岡議員の御質問にお答えいたします。

年間宿泊者数、これは平成27年度分なんですけれども、利府町には3施設宿泊施設がございます。その宿泊施設から報告を毎年もらうようになっておりまして、毎月何人というものの集計がありまして、その結果として年間1万2,000人というふうな形になっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） せっかく来町した方々が何もせずに、目的を果たしたら真っすぐに帰ってしまうというのは余りにももったいない気がします。宿泊施設の誘致は早急というわけにはいかないというのは先ほどの町長の説明でもわかったんですけども、これは長期的な案件といたしまして、そこで目的を果たしても利府町にとどまってもらう施策や売り出し方がないものか、検討されてはかがかと思えます。これは行政だけではできないことではあると思いますが、遊びや食といった町を訪れた方に楽しみを与えることのできる民間投資を引き出す施策なども期待したいと思うんですが、当局のお考えはかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

本町に訪れる方々が200万人を超える人数がおりますので、ぜひ宿泊ということがやはり町にとっても経済効果が大きくなると思われれます。ですので、ぜひ町としても宿泊施設、ホテル等が来ていただければ大変助かるというか、経済効果も上がっていくとは思いますが、何せ相手は民間企業ですので、出てくださいというお話を強制的にできるわけでもありませんし、民間企業ですのでまず簡単に言うと収支ですか、何と云っていいかわからないんですけども、その収支関係でそのホテルが立地することによってその民間企業が成り立たないとだめ

だということもありますので、そこら辺のことをぜひ民間企業のほう、そのホテルのほうにも御理解いただいて、なるべく利府町のほうに立地していただきたいというふうな要望をしていくしかないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） それではさっぱり前途多難だと思います。先ほど言いましたように宿泊施設につきましては、これは長期的な案件で結構だと思うんです。今私が言っていることは、民間投資を引き出す策はないかということで、例えば民間施設、企業、利府町にもありますよね。あと、例えば観光協会なんかとコラボしているときがありますよね。まだまだ民間施設、企業と行政の融合というところが非常に少ないと。これはもったいないと。まだまだ利府町にはそういった活用できる企業があるわけですから、そういったところとコラボしてタイアップして、観光客並びにスポーツ観戦に訪れた方、そういった方を足どめさせる施策はないかというふうに聞いているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊藤 智君） お答えいたします。

町にある企業とのコラボによって活性化できないかということなんですけれども、もちろん町にとってそれは大変有効な手段だと思います。ですので、利府町のほうでも産業振興協議会というところと、町が事務局を持っているんですけども、そちら側の企業の団体80社ほど入っております、そちらの方々といろいろな今新しくできたtsumikiのほうとどういうふうにもコラボしていけるかなどについて今ちょっと協議している段階でございますので、これからどういうふうに進めるかというのちょっと見えないところがございますけれども、ぜひその方たちと組んで新しいコミュニティービジネスを創出できるような部分をちょっと模索していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） ぜひ、模索じゃなくて実行していただきたいと思います。

今課長のほうから出ました利府町まち・ひと・しごと創造ステーションなんですけれども、先日町長の行政報告にありましたので大体ビジョンは理解いたしました。この利府町まち・ひと・しごと創造ステーションを今後どのような具体的な結果といいますか、将来を予想して期待しているのか、当局の見解を伺いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答えいたします。

これまで今申し上げました観光の課長ともかぶる部分がありますが、立ち上げた理由につきましてはグランディに来た方々をターゲットにしましたコミュニティービジネス等を立ち上げればなというふうなところで、先月開所しております。あわせて、ことし宮城大学とも連携協定を結んでおりまして、そういった方々あるいは企業、各種団体の方々とアイデアを重ねながらこれまでお話ししました町の課題なんかを解決できるような形で持っていければなというふうなことを思っておりますので、さまざまな形で協働につながっていくのかなというふうなことを考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） 11月19日ですか、開所式にも私も出させていただきまして、翌週の11月26日にイベントがございまして、そのイベントも実際に見させていただいて、そのときに感じたのが想像以上の、今まで利府町内で感じるこのできなかったような新しいエネルギーを肌を感じました。今後新たな人の流れが生まれるんじゃないかというような、そういう期待感も生まれました。本当に今まで何か体を感じなかったような見えないエネルギーを感じたわけなんです。そういうエネルギーを出せるような場の起点となり得る場所なんですけれども、今課長おっしゃられたことはちょっと抽象的だったんですけれども、具体的に、もうこれはすぐに手を打たなくては、あと来年やります、再来年やりますで終わってしまいますので、もう来月やります、年明けたらやりますというような具体的な策はあるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） 具体的な施策というふうなことでございますが、先ほど申し上げましたように年間200万人というふうな観光客が利府町に訪れると。その中でもグランディを訪れる方も結構多いのかなというふうなことで、これまではそのままコンサートを見て帰ったというふうな点もございまして、そういった方々に少しでも町の魅力を伝えられるように、駅前から裏手までの間で例えば小さな店舗でも出していただきまして、そこで購入していただきまして、例えば歩きながら食べていただくようなものやっていたり、あと、以前質問がありました、例えば駅に自転車を置いて使っていただくような形とか、そういったものもtsumikiのほうでやれるような形で持っていければ町全体の活性化あるいは観光客の利便性の向上にもつながっていくのかなというふうなことを思っております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） いずれにしてもやはり利府町が発展していくためには、ショッピングセンターもいいんですけども、駅前を充実させる必要があるかと思います。そのためにあのtsumikiはできたんだと思いますので、できればあのtsumiki周辺を利府町のハブ地域にして発展していってもらうことを期待したいと思います。

次に、新中道地区の造成工事が平成26年3月より始まり、平成33年までの計画期間のうち約半分が過ぎようとしています。大方の造成の姿が見えてまいりましたが、住宅地の販売は29年4月からというふうになっていると聞いておりますが、大規模商業施設の開業やその他の業務地については具体的にはどういうふうになっているのか、決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 吉岡議員の御質問にお答えします。

新中道地区の住宅地域なり商業地域の進捗状況についてでございますが、鋭意組合施行のほうで組合が努力しております。公表されている大型商業施設の開業につきましては29年4月というふうなことで一部報道されておりますが、物理的に今の状況ではなかなか難しいのかなというふうなことで理解しております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） では、具体的にはまだ決まっていないということで理解しておいていいわけですね。これはやはり町民もいろいろ興味を持っている人も多いわけで、使いやすいの、どこが来るのというような具体的な話がまだ決まっていないのでお聞きいたしました。

そして、この開発は我が町にとってかなり大きな開発になると思うんですけども、当局はこの開発によってこの場が利府町にどのような効果をもたらされるかというふうに考えていらっしゃるか、お聞きします。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

この開発につきましては町の中心市街地の開発ということで、新中道地区、それから新太子堂地区、これらも含めて中心市街地の活性化のために開発を行っております。確かに議員御質問の経済的な効果だったり、あと人口をふやす、そういった効果もございます。町にとっては

大変有意義な開発ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） ぜひ開発して終わりではなく、今課長言われたように町の持続的な発展に寄与していくものであってほしいと思います。

では次に、均衡あるバランスのとれた町の開発・発展について質問いたします。

町内の均衡あるバランスのとれた町の開発・発展がこれからの利府町の将来を考えると不可欠であると思われまます。葉山団地2期工事が事実上先行きが見えなくなり、東部地区に対して一点の明かりが消えてしまったような感があります。確認ではありますけれども、この葉山団地2期工事につきましては現在はどのようになっているのか、そしてまた、町はどのような対応をしているのか、お教えてください。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

この件につきましては吉岡議員のほうから機会あるごとに御質問いただいております。前に答弁したとおりになりますけれども、震災によりまして開発の収支バランスがとれなくなったということで一時今進んでいない状況ではありますが、そういうふうな状況を開発者の企業のほうから報告いただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） では、早く言えば凍結状態というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 鋭意努力しているところではございますが、なかなか進んでいないという状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） 鋭意努力と言われましても、もう赤沼地区、サンクスの葉山の入り口のペアガーデンの山もとられてなくなってしまったんです。そうしたらもう、あの辺の住民は「ああ、もう撤退か」と、「伊藤忠いなくなるんだな」というふうに理解しているんです。そういったこともありますので、町の方針というか、そういったものを一度明確にさせていただ

ればと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 撤退するときにはいろいろな解決しなければならない問題がございますので、そういったもし撤退する場合の問題を解決、クリアした段階でいろいろと町の方針とかを定めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） その件に関してはよろしくお願ひしたいと思います。

そして、先ほど町長のほうから松島海岸インターチェンジ周辺についてお話をいただきまして、この答弁はちょっと意外だったので大変うれしく思っております。大変期待感の持てる将来、一点明かりが消えてしまったと先ほど言ったんですけども、ここでまた明かりがついたような気がしております。

この松島海岸インターチェンジ周辺につきましては地権者中心となりまして、以前も一般質問させていただいたんですけども、粛々と進めさせていただいているのが現状でございます。そこで町長の力強いお言葉をいただけたので、今後この国が示している法規、条例等、自然景観を守る上で当然必要なものもあろうかと思われまます。今現在、地方創生という大きな目標が掲げられている現状とかみ合わないというか、妨げになっている規制も多くあると思われまます。まさに利府町、特に東部地区、その他の地区もでございますけれども、例えば農振とか景観条例、そういった国の制限に縛られ続けていくのでしょうか。町長の先ほどのお話ではそれには対処していくというお話だったんですけども、もう一度お願ひします。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 吉岡伸二郎議員の御質問にお答えを申し上げます。

利府町の発展は東西格差が非常に大きいんであります。例えば公共下水道普及率96%以上ですが、この残りの4%は副町長の住んでいる加瀬、私の住んでいる藤田、さらには春日一部。そういうふうに非常に文化面で格差があります。でも、黙々皆さん頑張っております。

そもそも利府町の人口はあとふえません。ストップです。なぜなら市街化調整区域で家が建てられないんです。例えば葉山のように大規模開発は除いて、あれがなくなりますと個人的な家を建てられない。ですから、富谷のようにどんどん人口は伸びません。頭打ちであります。

これが足かせが都市計画法。この都市計画法というのはバブル期に虫食い現象の開発を防ぐために規制した法律なんです。今、吉岡議員、まさに今地方創生と逆行している法律なんです。

これが非常に厳しく生きているために希望する方が、例えば石巻から来て何とかここに土地が欲しいんだと言われても家を建てられない。いっぱい悩みを聞いています。それが都市計画法によって加瀬にも何もできない。藤田にも何もできない。赤沼にも何もできない。この法律が非常に足かせになっていることをまず御理解いただきたい。

では、どうやっているんだ。私は県と国とけんか腰です。ところが、国の言い分はこうです。「町長さん、今みな地方は人口減少で消滅可能性しているのです、利府町だけは贅沢な悩みです」、こういうふうに関所の国から言われて非常に憤慨しているわけでありますが、ただ、我々は消滅しないように皆議員と一緒に利府町をどうするか頑張っている時代にこういった法律です。

それから、農振法。農業を守れ。農業を守れはいいんですが、今農業の担い手がないんです。もう高齢化になって、みんな空き放題、荒れ放題。その土地を何とか利活用したいんですが、これも農振法という厳しい農水省の規制。それから、吉岡議員の住んでいるところは松島の特別名勝区域。非常に二重にも三重にも網をかぶっていて、我々が思うとおりにいかないことを御理解をお願いしたい。

でも、利府町は徐々に、まずは新中道地区の区画整理32ヘクタール造成を終わりました。もう一つは白石沢に8ヘクタールの、これは流通関係。そういうふうにして土地利用については住宅系以外についてはどんどん商業施設とか流通系については将来見込みがあります。

この中でどういう経済効果があるかという、まずは税収です。これまでの田んぼですと正直言えば田んぼの税金は年間数千円。今度宅地になれば何十万単位で入る。それから雇用。2,000人から3,000人の雇用を期待するということになれば、利府町にも定住促進なる。非常にこれは大事な区画整理事業。

もう一つ大事なのは、もしあそこに大型ショッピングセンターが出れば、会社からの説明では約3割は車以外の交通手段、つまり電車で来るでしょう。つまり1日約3,000人くらいのお客さんが電車で来るでしょう。社員もあるでしょう。すると、四、五千人の輸送をどうするかということで今協議していますが、結局はJRの利府線の利府駅、新利府駅を利活用しないとどうにもならないということで、あの新利府駅をホームを延ばして、そして、今利府駅の1日の乗降客は2,500人です。今度某大型ショッピングセンターが来たら、まずは新利府駅の量は6,000人にも7,000人にもなる。ということはJRは、鈴木忠美議員いらっしゃいますが、黙ってもJRは増結、増発、最終便、まさにこれまでの懸案が、議会からいっぱい要望あった件が一挙に



解決するような気がします。

そのためには開発業者の〇〇さんとJRと利府町が一体となってホームの整備あるいは下の待機場、そういうことを進める、これから大事な時期ではないでしょうか。そうすると、これまでの交通の問題はまさにあの山手線まで行くなんていうか、恐らく専用列車、今名取のイオンで専用列車を出しているという、それを利府にもラッピングして専用にしてしまう、そういう非常に明るい今構想を持った、今利府町にとっては発展と非常に大事な区画整理事業です。

それから今度、今吉岡議員から何か東部の方は暗いイメージだけあれですが、今間もなくこのマックの交差点、きょう田中床屋さんはいませんが、田中床屋さんの前に今建物が建ちました。あれは某スーパー。具体的には言えません。入ってみればウジェスーパー。そして、この信号から掖済会病院の前の信号があります。あの県道の南側、空き地はほとんど埋まります。今工事が始まっているウジェスーパー。その次の空き地は黄色い帽子。英語で言えばイエローハット。その次はカラオケボックスです。その次がドラックストア、その次がコンビニ、またコンビニ、そして終点は幸楽苑。野球場ではありません。おそば屋さんです。幸楽苑。もう工事が始まっています。

ですから、もう利府町はこの県道の南側はほとんど近い将来、近い将来というか、もう既に来年度中には全て埋まって商業施設。それから、左側は文化複合施設。そして、新太子堂地区の区画整理というふうに、もうどんどん赤沼に近づいてきますから、この利府町の開発はほとんど仙台の西のほうからです。神谷沢、菅谷通って、ようやく掖済会病院と。

この次を期待するのが今度はインター周辺の。これは規制の中でも商業とか、そういった用途によっては500メートル、1キロ圏内という、ありますので、決して絶望的ではないということです。御理解を願います。そして、利府町全体が発展して、そして、うちの副町長にも下水を引っ張れるように、そして、我が藤田にも下水道を引きたいです。

そういうふうに均衡ある、本当に大事な話です。私も東部に住んでいて、この吉岡議員の話は非常に同感です。ですから、これをやはり議会と当局が一緒になって将来のまちづくりを進めないと。おかげさまで皆さんがこれまで行政に賛同していただいているので、これは順調に進んでいるということを御理解をお願いしたい。

特に先ほど白石沢、間もなく県の都市計画審議会で認められますと、まさに流通系8ヘクタール。これも非常に流通系の会社が雇用、まさに雇用。雇用、雇用で利府町は定住促進に向けた非常に基礎固めができるんじゃないかと思えますから、ぜひ絶望的にならないで、そして、

これから利府町がもっともっと、まずは税収を確保して、先ほどから鈴木晴子議員もいろいろ補助金の問題、あるいはきのうから言われている子供の医療費ゼロも、それも税収がなければどうにもならないことであります。ですから、我々何といても税収確保、そして雇用の確保ということを最重点に行政を進めているということを御理解して、そして、夢と希望に向かって。

葉山も実は開発業者はほとんど絶望です。開発業者は。2期、3期は。その土地をどうするか。これは葉山の方々の御相談をいただいて、例えば町に寄付したら葉山の皆さんで使える場所にしたらいいか。あそこの9ヘクタールのまちをどうするか。これから皆さんと相談して、あのまちの発展のために考えなければ。これまで腫れ物にさわる思いでやってきましたが、しかし開発業者が断念するとなれば、このままでは塩漬けにしておくわけにはいきませんので、これから議会と相談して利府の全体的な発展に向けて努力をしていきたいと思っておりますから御理解をお願いしたい。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 吉岡伸二郎君。

○8番（吉岡伸二郎君） 私の予定では最後に町長に質問しますというのがあるんですけども、ほとんど答えをいただきましたので、時間も参りましたので、これで終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、8番 吉岡伸二郎君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後 0時13分 休憩

---

午後 1時07分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、3番 後藤 哲君の一般質問の発言を許します。後藤 哲君。

〔3番 後藤 哲君 登壇〕

○3番（後藤 哲君） 3番、公明党、後藤 哲でございます。今定例会には2点について通告しております。通告順に御質問いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、1の水道管老朽化対策について伺います。

蛇口をひねってそのまま水が飲める国は世界の中でも日本を初め15カ国程度で、中でも日本

の水道は飲みやすい軟水がほとんどだと思います。しかも、水道水の検査項目は51に上り、その厳格な基準によって高い安全性が確保されております。しかし、近年は全国的に水道管の老朽化が進み、このままでは国民生活に甚大な影響を与えかねない状態になっており、今後いかに水道インフラを守り抜けるかが重要な課題と思われまます。

御存じのように本町の水道は明治45年に中心部の3区域を給水区域とした簡易水道が始まりでございます。昭和40年代からは人口増加による水需要の増大に対応するため、塩竈市及び仙台市と上水道分水契約を締結し、分水を受けながら施設の整備を推進しました。今から40年前の昭和52年には利府地区簡易水道第4次拡張事業により本町全区域への配水管整備が完了いたしました。その後、東北新幹線の車両基地建設、住宅団地造成に伴う人口増加、生活様式の変化などに対応するため、それまでの5区域の簡易水道を廃止統合した利府町上水道創設事業を昭和54年から開始し、その後も上水道拡張事業に基づいた関連施設の整備拡張に努め、平成4年には新たな水資源確保による安定供給をはかるため、七ヶ宿ダムを水源とした仙南仙塩広域水道用水供給事業から水道水の供給を受け、現在に至っております。担当課の日夜の献身的な対応で安全な水を安心していただけることに心から感謝申し上げます。

私たちの日々の生活で当たり前のように利用している水道水ですが、その中で心配なのは水道管の老朽化ではないでしょうか。多くの水道管は1970年代に設置され、約40年とされる耐用年数を迎えております。各地で古くなった管が破裂し、道路の陥没や断水被害が相次いで起きているとの報道もあります。日本が世界に誇るおいしい水道水は災害時には命をつなぐ水となり、大きな地震にも耐えられる水道管に一新し、いざというときに備えることが必要と思われることから、次の点について町の考えを伺います。

（1）本町では耐震用の水道管に更新を行っていると思いますが、進捗状況について伺います。

（2）法定耐用年数を過ぎている水道管はどの程度設置されているのか。また、管種区分はどのようなものかをお伺いいたします。

（3）生活基盤施設耐震化等交付金の活用についてお伺いいたします。

次に、大きい2点目の学校給食を活用した地域活性化事業についてお伺いいたします。

環境省では平成27年度から食品廃棄物を継続的に発生させている事態の1つである学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3Rの促進を図り、市町村と地域、学校が連携して食育、環境教育活動を取り組むモデル事業を実施しております。今年度は市町村からの提案を審査委員会

において審査した結果、京都府宇治市、千葉県木更津市の2市で事業を実施することになりました。

そこで、千葉県木更津市の取り組みを紹介し、質問させていただきます。

木更津市では学校給食で出た調理くずや食べ残しを肥料に変えて地元農家に提供し、その肥料を用いて生産された野菜を給食に使用することで、食材の循環を目指す学校給食を活用した地域活性化事業を実施しております。木更津市は今年度からオーガニックなまちづくりをテーマに掲げ、資源循環社会の形成を目指し、リサイクルや地産地消の推進に力を注いでいるようでございます。食品ロスの削減や地域農業の活性化を目指すとともに、教育現場における食育の充実を目的に食べ残し削減対策などを推進し、小中学校で特別授業を行うなど、食べ物の大切さを学んでおります。

そこで、次の点について町の考えをお伺いいたします。

（1）各小中学校にバイオ生ごみ処理機を設置し、生徒による処理で食べ残し削減対策などをできないものか、お伺いいたします。

（2）小中学校で特別授業を行うなど、食べ物の大切さを学ぶ機会が必要と思いますが、どうでしょうか、お伺いいたします。

以上2点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、水道管老朽化対策については町長。2、学校給食を活用した地域活性化事業については教育長。初めに町長。

○町長（鈴木勝雄君） 3番 後藤 哲議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の水道管の老朽化対策についてのお尋ねであります、（1）、（2）につきましては関連がございますので一括してお答えを申し上げたいと思います。

まず、利府町の耐震用水道管の更新事業の進捗状況でございますが、本町の水道は昭和50年代後半からしらかし台を初めとする各団地の造成、あるいは大型商業施設等の進出に伴いまして水の需要が増加いたしまして、整備に当たりましては当時の基準で耐震性能を持った離脱防止型の水道管を使用いたしまして、現在管路の総延長が234キロメートルまで及んでおります。

総延長のうち昭和40年代に整備いたしました耐用年数を越えた水道管につきましては29キロメートル残っており、管種区分につきましてはダクタイル鋳鉄管が約23キロメートル、塩化ビニール管が5.7キロメートル、ポリエチレン管が0.3キロメートルとなっているのが現状でございます。

います。これらの老朽管につきましては、日本水道協会が新たな基準として認証する鎖構造型の耐震化への更新を平成16年度以降、順次進めているところでありますが、東日本大震災の復旧期間である平成23年、24年度には更新工事を一時中断していることなどから、現在の耐震化率は5%、耐震化済みの管路の延長は11.7キロメートルとなっているのが現状でございます。

次に、（3）の生活基盤施設耐震化等交付金の活用についてでございますが、平成22年度以前においては国の補助事業対象が鋳鉄管のみであり、利府町で使用しているダクタイル鋳鉄管については補助対象外とされていましたが、平成22年度の補助事業の見直しによってダクタイル鋳鉄管の耐震化も本交付金の対象とされたところであります。しかしながら、この交付金事業の実施に当たりましては既存の施設のアセットマネジメントの実施と水道施設全体の更新計画を含んだ水道ビジョンの策定が義務づけられているところであります。先ほど答弁いたしましたとおり、震災の復旧事業等によってこれら計画策定におくれが生じておりますが、現在この交付金事業の活用に向けまして準備を進めているところでありますので、御理解をお願いを申し上げたいと思います。

私からは以上であります。

○議長（櫻井正人君） 次に、教育長。

○教育長（本明陽一君） 3番 後藤 哲議員の御質問にお答え申し上げます。第2点目の学校給食を活用した地域活性化事業についてお答え申し上げます。

まず、（1）の各小中学校にバイオ生ごみ処理機を設置し生徒の処理による食べ残し削減対策についてでございますが、本町の給食の残菜については給食センター2カ所を合わせ1日当たり平均190キログラム発生しており、各学校において議員御提案の生ごみ処理機での対応は難しいものと考えております。

なお、本町の残菜の種類につきましては専門業者に委託し肥料としてリサイクルを行っており、その堆肥の一部を学校に無償提供していただいております。

学校給食での残食を減らすことは有用であることから、給食センターにおいては栄養バランスを考慮したおいしい給食の提供、各学校においては休み時間の運動の推奨、好き嫌いをなくす指導や給食時間の確保に取り組んでおります。

最後に、（2）の小中学校で食べ物の大切さを学ぶ機会についてでございますが、給食指導のほかに栄養教諭や栄養士が連携して、食べ物の働き、スポーツと栄養のかかわり、朝食の大切さなど、食べ物の大切さについて全ての小中学校において学年に応じた食に関する指導を1

学級1時間以上行っております。

また、学校給食を通してみんなで食べることの意義や食事の大切さなどを子供たちに教えていただいている平成16年に設立された食育ボランティアのキャベツクラブの協力で、小学生を対象に学校の花壇に残食から生成した堆肥を用いたリサイクルの指導や食料自給率と食べ残し原料を関連づけた内容のスライドを使用して、食べ物の大切さを学んでおります。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 初めに大きい1点目、水道管老朽化対策についてお伺いいたします。

（1）の耐震用の水道管に更新を行っている進捗状況についてお伺いいたします。進捗状況については先ほど答弁をいただいて、管路総延長は234キロとかなりあり、なかなか進まない状況は理解できました。隣の仙台市は130年くらいかかると伺いました。今の本町としての目標としていつごろまでに完了予定なのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

目標年度でございますが、今現在管路の延長が結構長いものですから、1年に大体今実際更新できているのが1キロメートル弱でございます。それを換算しますと200年以上も過ぎてしまうということがございます。そのために町長が答弁されたように、これから補助事業をもらえるような準備をしまして、幾らでも早く更新できるようにしようと考えてございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 答弁ですと234年、ここで生きている人は多分誰もいないのかなと思います。水道運営が財政的に厳しい現実の側面からは、施設の全てを耐震化するには長期間を要する場合もあると思います。給水区域内の重要な給水施設への給水ラインの優先的な着手により早期の耐震化をはかるなど、施設の必要性に応じた適切な対応が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

現在、耐震化ということで耐震管のGX管とかMS管という形で順次更新しておりますので、これからも強度も増していくのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 厚生労働省が平成25年3月に策定した新水道ビジョンでは耐震化の一層の推進が急務とされており、基幹管路を優先しつつ将来全ての管路が耐震化されることをビジョンとして掲げております。50年後、100年後の将来を見据え水道の理想像を明示しており、危機管理対策項目の中、施設耐震化対策では耐震化対策には優先的に実施する必要性の高いものを10年程度で実施し、次に断水エリア、断水日数の影響が大きい施設、管路を優先して耐震化を推進し、最終的には耐震化が必要な施設の全てをクリアすることで50年から100年先には水道施設全体が完全に耐震化できるよう、水道事業の耐震化計画策定に盛り込むことが求められております。今のペースで更新ですと課長いわく230年以上かかる事業で、人命にかかわることもあり、一日も早く1本でも多くの更新を検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

まず、基幹管路につきましては当時の耐震管と言われますS2型とか、そういう管を使用しております。ですので、基幹管路につきましては東日本大震災におきましても漏水はございませんでした。その他、配水管、これから更新していくわけなんですけれども、その更新におきまして補助事業を使用して更新していくのにどうしても計画というものを立てて補助申請をしていかなければいけないということがございますので、そちらを先に準備していくこととございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、（2）の法定耐用年数を過ぎている水道管はどの程度設置されているか、また、管種区分はどのようなものかについてお伺いいたします。

平成25年3月に策定された新水道ビジョンでは強靱の観点から見た水道の理想像として、老朽化した施設の計画的な更新を勧めており、管路の耐震化にあわせた老朽管路の更新を進めていく方向性が示されております。先ほどの答弁の中で本町の一番古い水道管はいつごろに設置されたものか、初めにお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

利府町において一番古い管ですが、昭和41年度に埋設されておりますダクタイトイル鑄鉄管でございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 設置が昭和41年。41年ですと50年以上が過ぎているとのことですが、無効水量についてお伺いします。配水管からの漏水、洗管などが考えられます。そこで漏水件数についてはどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

漏水件数でございますが、平成27年度におきましては3件、それと平成28年4月から11月末までは2件ございました。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 年間二、三件という認識でよろしいんですね。

塩化ビニール管やポリエチレン管の耐用年数は40年くらいでしょうか。すぐに壊れることはないと思いますが、無効水量がふえてくることも考えられることから、最優先に布設がえが必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

水道管の法定耐用年数でございますが、ダクタイトイル鑄鉄管、それからポリエチレン管、塩化ビニール管等の法定耐用年数が40年となっております。それで、布設がえ、どのくらい延びるのかということかなと思うんですが、ダクタイトイル鑄鉄管におきましても管の断裂とか、そういうものはございませんで、漏水に関しましては継ぎ手部分がほとんどでございますので、実際40年となりますが、そのほかに地形、それからその地盤によりまして40年じゃなくて倍以上もつという、ほかの施設ではそういう場合もありますので、今後それらも含めて補助事業含めて更新の計画を立てて更新事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 済みません、最優先的に考えられないのかという御質問だったんですけ



れども、よろしくお願ひします。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

当然耐用年数を過ぎた管につきましては優先順位をもっと上のほうで1番、2番手になりますが、そうしていくんですが、道路改良とか団地開発等によりまして、そちらのほうを優先的に新設工事をしなければならないという場合があります。工事を多くやっけてしまいますと水道の経営のほうに影響を与えるということもありますので、そちらも含めながら、まずは古い管から更新していきたいというふうにお考えしております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） ちょっと同じような質問になると思いますが、特に水道管、水道本管においては日本で多く使われている管材であるダクタイトル鋳鉄管が本町でも耐用年数を越えた中で一番多いようですが、耐用基準としては強いほうで、この間の布設がえは検討はされているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

当然耐用年数が過ぎた場合は検討の材料に入ります。けれども、先ほど申しましたが、その埋設された地盤、それから地形等も考慮しながら更新の事業の年度等も考慮していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 安全のための確認として本町の水道管に昭和62年にJ I S規格を廃止されたアスベストを原料としている石綿セメント管は埋設されている管は一切ないと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

石綿管でございますが、昔配水管に一部ありましたが、全部ダクタイトル鋳鉄管やポリエチレン管に入れかえてございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、（3）の生活基盤施設耐震化等交付金の活用についてお伺いいたします。

水道施設を計画的に更新し、この資産を健全な状態で次世代に引き継いでいくことは現世代の責務であり、その中でも水道事業の運営管理を担っている水道事業者の役割は特に重要ではないでしょうか。高度経済成長期などに急速に整備された水道施設の老朽化が進行し、大規模な更新ピークを迎えつつある今、水道施設の計画的更新は全国の水道事業者共通の最重要かつ喫緊の課題となっております。持続可能な水道事業の実現には中長期の更新需要、財政収支見直しに基づく計画的な施設更新、資金確保が必要不可欠であることが改めて認識され、アセットマネジメントの継続的な実践により健全な水道が次世代へ確実に引き継がれていくことが大切と思われます。そこで、交付金活用の見通しについてはどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

交付金の活用でございますが、来年度から水道ビジョン、それからアセットマネジメントの作成を考えてございます。一応こちらにつきましては2カ年かかるものと思っております。そのビジョンが完成いたしまして、それから次の年度になるんですが、交付金の要望をし工事を進めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 計画的な効率的な水道施設の改築、更新や維持管理、運営、更新積立金等の資金確保方策を進めるとともに、改築更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供のあり方などについて具体的検討を推進する必要性を感じます。リスクについて関係者間で情報や意見を交換し、その問題についての理解を深め、お互いによりよい決定ができるよう合意を目指すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

耐震化に布設がえ工事をするには当然予算というか、事業費がかかります。その中で、今現在は約5,000万弱で行っておりますが、今後アセットマネジメント等を作成し、交付金を使用していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 莫大な金額がかかるものですから、当然水道料金の値上げにかかわる問題もあると思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大友政一君） お答えいたします。

今現在、先ほども申しましたが、新設の工事、それから布設がえの工事、それも浄水場の改良も含まれますが、そちらを含めて経営のほうに、水道の料金に係るもののほうに水道料金が上がらないような金額というんですか、そちらを考えながら今現在やってきております。その中でこれからこの交付金が活用できるのであればもっと耐震の工事の延長が延びるものと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、大きい2点目の学校給食を活用した地域活性化事業についてお伺いいたします。

初めに、（1）の各小中学校にバイオ生ごみ処理機を設置し生徒により処理で食べ残し削減対策はできないものかについてお伺いいたします。

先ほどの答弁の中で食べ残しは全部の中身が1日190キロだと思いますが、食べ残しはその中でどのくらい含まれているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

食べ残しの量でございますが、実際搬出量というふうな形だけでなっておりますので、何対何というちょっと詳しい資料までございません。申しわけありません。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 量がわからない、190キロというのは大根の要らない葉っぱとか白菜の芯とか全部投げた場合の全部の量でいいんですよね。

食べ残しの原因はどのように把握しているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

給食の残食の原因でございますが、いろいろ考えられます。確かにその日のメニューによっ

では大分減ったりする。例えばカレーとかの場合ですとほとんどないとか、前にもお答えしたように和食系の場合ちょっと残るとかというふうな形で、お子様にとっても好き嫌いというふうな形がありまして、一概にこれだからというふうな形までちょっと把握できない状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 実は先月だったでしょうか、テレビ放送で自校式の給食センターをちょっと放送していて、サンマの骨があると子供はサンマを食べない。そのサンマの骨を全部とって調理に出したらどうだろうと何か大変な思いをしてやった事例もあるんですが、今課長の答弁のようにカレーなら食べるが和食だとなかなか進まないという今お話でしたよね。その中でかなりの食べ残し量と思われるんですが、好き嫌いもあると思います。給食に対する生徒のアンケート調査など必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

やはり給食については栄養バランスという観点も重要でございまして、やはりそちらのほうで子供たちの成長に必要なもの、やはりこれは提供しなければならないということもあります。そういう形で、いろいろ栄養士とか栄養教諭が毎月のメニューを決められた金額の中で創意工夫して提供しているというふうな形となっております。そういうことから、アンケートについてなんですが、個々に給食どうこうという話は、個別的なちょっと私聞いた話で、例えば町外から来られた先生方、利府町の給食は質量ともいいですねという評判をいただいております。あと、たまたまこの前キャリアシップがありました。中学生のほうに給食どうですかというふうにちょっと休み時間聞いたところ、利府町の給食はおいしいですというふうな回答はいただいておりますので、給食について、そしてなおかつ、毎回ではありませんが時期を見てリクエスト給食というふうな、そういう取り組みもしまして、できる限り児童生徒の要望にもある程度応えられるような形でも対応しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） バランスの必要性、栄養管理に関しては私も認識しております。ただ、先ほど課長の答弁で他の違うところから転勤してきた先生はおいしいと。ただ、小学校6年生の給食と小学校1年生の給食は同じですよ。そうした場合に、小学6年生だったらこのくらいの辛さは食べられるけれども1年生は辛過ぎて食べられないとちょっと私の中に情報も入っ

てきているんですが、この辺はどう捉えられるでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

そちらの辛味とか、そちらのバランス的なものについては、多分各学校に給食主任という担当の先生がございまして、そういうふうな形で例えば低学年のほうはきょうの給食は辛かったよとか、そういう情報は常に来ていただいて、例えばそういうふうなものがあつた場合のメニューなり味つけの創意工夫というふうな形で、できる限り対応はするように努めているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 済みません、今のお話ですと要は辛過ぎるから少し優しくするというお話ですよ。結局自校式ではないので全体で全部何校か分をつくって、同じ給食ですよ。その辺の対応はどうなんですか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

確かに利府町はセンター方式ということで、キャロット館が6校、ポテト館が3校という形で、そこで各学校のほうから私のほうには給食がどうこうという細かいそういうふうな御要望等は、あと給食センターのほうにも確認したところ出てきておりませんので、もしそういうふうな形で給食主任者会とか、いろいろな会合がありますので、そういう御要望については例えば低学年用のとか、その辺できる限りはそういう要望があれば対応したいという考えでございます。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 業者に委託している食べ残しの処理は堆肥にして学校の花壇などの肥料として用いていると伺っておりますが、どのくらいの予算がかかっているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

平成27年度なんですが、本町においては食べ残しの処理については運搬費だけで行っております。普通は運搬費プラス処理費というものがかかるんですが、その処理費は無償というふうなところに運んでやっておりまして、27年度については約55万円、運搬費がかかっております。ただし、27年度まで町内にそういう処理する施設がありましたもので、一応1キロ当たり15円

という運搬費で済んでおりまして、28年度はちょっと泉のほうに処理施設が変わりまして、ちょっと1キロ当たり30円というふうな形で金額は変わっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 私の時代は給食の内容も乏しく、食べ残しはほとんどなかったと記憶しております。私のクラスで御飯を食べ終わらせないと昼休みをさせない先生がいました。多分今はこんなことをしたらすぐ大騒ぎになってだめだと思いますが、その中で泣きながら食べながら、やはり嫌いな人は残すんです。嫌いな子は残していました。当然昼休みの休みはありません。その中で、生徒みずから生ごみ処理機で処理することで食の大切さをみずから学ぶ大変大事な施策と思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

確かにそういうふうな食の大切さなり残食とか食べ残しを減らすというふうな形でございますが、先ほどの答弁にもあったようにいろいろ学校の時間を活用した形でいろいろなさまざまなこともお話ししているのと、先ほど教育長の説明にありました本町にキャベツクラブさん、はっきり言いますと食の指導のほかに箸の持ち方から、いろいろな面で御指導いただいて給食の陰の立て役者という形で御貢献いただいております。

そういう中で、やはり一番なのは給食をどのようにというか、食べ残しをするのに今確かに言われるように食べなければ遊んでだめというふうな指導ではございません。それで、なぜかという、例えばどうしてもアレルギー関係とか、そういうふうな問題があるお子さんもおりますし、実際問題とすると今結構学校の過密スケジュールというか、ある程度の時間内に準備して食べて片づけるというふうな形になっておりますので、ちょっとそちらのほうの時間の確保、さっき答弁ありましたが、そちらについても今校長会を通しまして各学校で取り組むように進めて、残食を減らすような方向で進めております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 今の答弁ちょっとアレルギーという話が出たんですが、アレルギーの子は自宅から弁当を持ってきて食べているのではないんですか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

その症状によっては全く給食をとれないお子様もおりますし、例えば豆だけだめだとか、部分的なものがちょっとアレルギーがあるという形のお子さんもおりますので、そちらのものについては各担任が把握しまして食べられるものを提供していくというふうな形で、全てというわけではございません。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 理解いたしました。

食べ残しの多い学校を1校指定して試験的に設置などはできないものか、お伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 今回後藤議員の御提案は確かに食育教育とか地域連携とかでモデル的な理想的な取り組みだと思っております。ただ、利府町の場合は一番なのが給食センター方式という形で、やはり全部がセンターに集まってくる。それを細かく砕いて、また各学校に運んでいくというふうな形はなかなかちょっとできないということ、今の専門業者に委託しているということで、あと、やはりこちらのほうが委員から御提案あったので木更津市のほうといろいろ連携しまして、やはりモデル地区でやられているのはやはりそういうふうな形で規模的なもので、自校式で人数的にもちょっと百二、三十人というふうな形で、なおかつ地域が農家の方が多く、そういうふうな受け皿、循環ができるような地域というふうな形とちょっと拝見しておりまして、利府町においてはそういうふうなものを全て賄えるまでちょっと対応できないかなと考えておりますので、現段階で難しいと思われま。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） 次に、（2）の小中学校で特別授業を行うなど食べ物の大切さを学ぶ機会が必要と思うについてお伺いいたします。

先ほどの答弁の中で給食指導については私も伺っております。効果はどのようにあらわれているのか、わかればお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） こちらもなかなか一概に指導をしたからすぐというふうな内容ではありませんが、私も機会がありましてたまたま学校でやっております例えば生産者と一緒に給食を食べる触れ合い給食会とかというふうな形で、児童とともに給食。その前に野菜のつくり方、こういうふうな形でいろいろ学んでからという形だと、たまたま野菜のスープも子

供たちが競って食べるとか、そういうふうな形でいろいろな機会あるごとに進めておりますので、これをやったからぐんと減ったという実例というのはなかなかちょっとお答えできません。

○議長（櫻井正人君） 後藤 哲君。

○3番（後藤 哲君） では、最後に木更津市で行っている小中学校の特別授業は中学校の教室ではグループワークが行われて、生徒たちは環境問題や食品ロスについて学習し、お互いの意見を発表し合ったようでございます。生徒の中には捨てられてしまう食材の多さに驚いた、これからは意識して食べるようにしたいとの意見や、授業の様子を見守っていた校長先生は生徒が食について考える機会を与えてくれ感謝している、今後も食育に力を入れていきたいと語っていることから、特別授業を行うなど食べ物の大切さを学ぶ機会が必要と思いますが、いかがでしょうか。これをお伺いして私の質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

一応先ほどの答弁にあったような形で、小中学校でそれぞれテーマとかを持ちまして、そういうふうな形の授業というか、そういうふうな取り組みを行っておりまして、こういうふうなリサイクルも含めたものについて学校のほうから要望があれば関連等対応しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。（「大変ありがとうございました」の声あり）

○議長（櫻井正人君） 以上で、3番 後藤 哲君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は14時5分といたします。

午後 1時49分 休憩

---

午後 2時02分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 高久時男君の一般質問の発言を許します。高久時男君。

〔9番 高久時男君 登壇〕

○9番（高久時男君） 9番 高久時男でございます。今定例会には大きく2問の質問を出しておりますので、真摯な答弁をよろしくお願いいたします。

1番、公共工事の入札制度と施工管理について。

東日本大震災から5年半が過ぎました。なかなか応札のなかった須賀の水門工事も落札業者



が決まり、今後は順調に進捗していくものと期待いたします。利府町はさらに利府小学校の建てかえや文化複合施設整備などが控えており、公共事業が続いてまいります。そのような中で、入札額が落札業者より低いのに落札できなかったケースやたび重なる契約変更で工事金額が当初の契約の約2倍になるケースがありました。

そこで伺います。

- 1、入札方式の決定基準はあるのでしょうか。
- 2、総合評価落札方式の配点を技術重視にできないのでしょうか。
- 3、予定価格決定のプロセスはどのようなものなのでしょうか。また、予定価格を公開するケースはあるのでしょうか。

大きな2番です。高齢者の居場所づくりを。

高齢化が進む利府町においては、これから高齢者が住みやすいまちづくりを進める必要があります。認知症施策も含めて高齢者が日々の生活の中で活発に動き、コミュニケーションをとれる環境づくりが求められております。

そこで伺います。この件について町と町内の福祉団体との協働の取り組みは何かあるのでしょうか。

（2）町内の空き家などを活用した高齢者の居場所づくりの考えはないのでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、公共工事の入札制度と施工管理について。2、高齢者の居場所づくりを。いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 9番 高久時男議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の公共工事の入札制度と施工管理についてでございますが、（1）の入札方式の決定基準についてお尋ねであります。

地方自治体が執行する契約方式は地方自治法において一般競争入札、指名競争入札、随意契約のいずれかの方式によるものとされているところであります。さらに、地方自治法施行令では随意契約によることができる一定の基準を規定しておりますので、この基準を超えるものについては原則として一般競争入札または指名競争入札によるものとなります。利府町では復興関連事業の一日も早い完成を目指す観点から、建設工事に係る条件付一般競争入札施行要領におきまして一般競争入札の対象工事を定めております。原則として設計金額が5,000万円以上の建設工事については一般競争入札の対象に、5,000万円未満の建設工事については指名競争

入札の対象としているところでございます。

次に、（２）の総合評価落札方式の配点についてでございますが、一般競争入札における総合評価落札方式は、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できるように、入札金額のみならず品質や地域性を含めて総合的に判断する手法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律に位置づけられた契約方式でございます。この方式における配点方法は導入自治体においてさまざまでございます。

現在、利府町では地元企業の育成、地域経済の発展に重点を置いた配点としておりますが、今後の震災復興関連事業の終息に伴いまして一般競争入札の対象金額などの見直しも含めて御質問の評価点の配点方法についても調査検討を行うこととしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

（３）の予定価格についてでございますが、公共工事に係る適正な金額での契約の締結は関係法令において明確に規定されているところであり、そのためにはまず予定価格が適正に設定されているかどうかことが重要であります。御質問の予定価格の設定に当たりましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律におきましても、市場における労務と資材等の実勢価格など、市場実態を的確に反映させた積算を行うとともに、これに基づいた予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけているものでございます。このため利府町では公共工事の品質や工事の安全を確保して、建設業の健全な発達を阻害しない妥当な価格をもって予定価格を設定するように努めているところでございます。

また、予定価格の公表につきましては、入札執行前の事前公表によって当該近傍価格へ入札が誘導されること、さらに、入札参加者の適切な積算、見積もり努力を阻害するとともに、技術力及び経営力による競争を損ねる弊害が生じるおそれもあることから、国の指針に基づきまして全ての入札において事後公表としていることでもありますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、２点目の高齢者の居場所づくりについてでございますが、（１）の福祉団体等との協働の取り組みについてでお尋ねであります。高齢者福祉に限らず地域における福祉を推進していくためには福祉団体との協働による取り組みは欠かすことのできないものと考えております。特に来年４月から新総合事業へ移行に向け、ことし４月から利府町社会福祉協議会へ生活支援コーディネーター業務を委託して地域の支え合い活動の発掘や生活支援体制整備事業準備委員会を設置いたしまして地域づくりの課題あるいは御意見を伺うなど、生活支援等サービス

の構築に向けた準備を進めているところでございます。

（2）の空き家を活用した高齢者の居場所づくりについてでございますが、現在集会所あるいは学校の空き教室を利用してふれあいオープンスクールあるいは老人クラブなどが主体となったお茶会と見守り活動が実施されております。利府町といたしましても高齢者が住みなれた地域で健康で生き生きと生活を送ることのできるように、さまざまな交流等を通じまして高齢者の孤立化や閉じこもりを防止するために身近な居場所づくりが必要と考えており、新総合事業の開始にあわせまして現在多角的に検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。高久時男君。

○9番（高久時男君） 前向きな御答弁ありがとうございます。ちょっとテンションは下がってしまいましたけれども。

入札方式です。一般的に3つあって、一般競争入札、指名競争入札、それと随意契約ということで。それで、先ほどの御答弁で理解はしているんですけども、随意契約の中で一定基準という答弁があったんですけども、どのようなものでしょうか。県なんかを見ますと価格の低い案件や250万以下とか、あとは実質的なもので合理的な理由がある場合というようなものがあるんですが、利府の場合そういったものはあるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答え申し上げます。

随意契約のできる基準ということでよろしいでしょうか。工事または製造の請負ということで130万円までを随意契約の範囲としております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） わかりました。

それでは、次の総合評価落札方式に移ります。

まず、この総合評価落札方式、先ほど町長答弁もありましたけれども、この点数の配分に関しては各自治体さまざまでございます。それで、ちょっとその概念といいますか、理念といいますか、そういったものをちょっとここで確認したいんですけども、まずこの総合評価落札方式、利府の場合は価格の評価が8割、それと総合評価部分が2割ということで設定されていると思いますが、そういった捉え方で間違いはないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答え申し上げます。

本町では価格の分が10割、それから評価のほうは2割ということで、全体で120%で見えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） わかりました。8割だと思ったのが10割ということで、要は120%満点ということですね。わかりました。

それで、その総合評価、2割、20%の総合評価の部分なんですけれども、これの点数1点というのは当初100%というふうに考えていたんですけれども、100%の場合その予定価格の1%に値するのかなど。120分の1という形でのパーセントでよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

価格に関しては10%ということによろしいかと思えます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） ちょっと意外だったのが価格評価の部分が10割という答弁があったんで、実際私は8割だと思ったんです。価格の部分が8割のウエートで、総合評価の部分が2割ということで、足して100。であれば総合評価のその1ポイントというのは、20点あるんですけれども、その20点の1点というのは予定価格の1%という捉え方でいいのかというような質問をしようと思ったんですけれども、価格の部分が100で総合評価の部分が20ということですから、満点が120になりますよね。ですから、その120分の1、要するに1%近いんですけれども、総合評価のその1点というのは価格に直した場合、0.8%か0.9%になるかわかりませんが、そのぐらいのウエートと捉えてよろしいのでしょうかという質問です。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） この総合評価落札方式の、この場合ちょっと120分の1というのはなかなか計算しづらいんで100点ということで話を進めさせてもらいたいと思います。これ、総合評価

が20点なんですけれども、利府の配点ですけれども、ちょっと調べたところ、調べたところすぐわかるんですけれども、利府はこの総合評価の部分が20点満点で、先ほど町長がおっしゃったようにこれは3つ、大体どこの自治体も一緒なんですけれども、大きく分けて大体3つぐらいの項目に分けてあります。

1番目が技術点です。施工業者に技術があるかないかということです。それと社会性。これはその会社が社会的なコンプライアンスをある程度遵守しているかということだと思います。

3番目に地域性というものがあるんです。地域性。この部分が特別な部分だとは思いますが、これが利府の場合は9点のポイントを今現在あるわけです。20点満点で技術点が7ポイントで、社会性が4ポイント、地域性が9ポイントということです。

これでいくと、この1%、9ポイントを地域性で、その利府の業者さんにポイント的にある条件をクリアしたら与えるということは、9%最初から価格の優先性を与えているという形になります。それで、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、地域性の配点を大きくしているということは地元企業の育成や地域の経済の発展というところに重きを置いているということで御了解願いたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） この総合評価落札方式、10年ぐらい前からですか、この方式が国内でいろいろな自治体で採用されるようになったというのは。この落札方式の理念というか、概念なんですけれども、これは国のほうの概念です。総合評価落札方式は価格と品質を数値化した評価値の最も高い者を落札者とするにより、価格と品質が総合的にすぐれた施工者を選定する方式であるとなっております。この中には地域性とかというものはないんです。

あと、これは県のほうです。県のほうの総合評価落札方式の概要ということで、これは平成17年4月施行の公共工事の品質確保の促進に関する法律というものに基づいて理念が示されております。供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最もすぐれた工事を施工できる者を契約するとなっております。この工事の品質とは、建設される構造物だけでなく、その施工方法や安全対策、環境対策なども含むとなっております。この中に地域性というものが出てこないんです。

私もちょっとまだにわか勉強なのでどこか法理的なもので欠けている部分があったら、その辺を指摘していただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

平成17年4月に公共工事の品質確保の促進に関する法律というものが施行されてございます。これを受けて平成17年8月にガイドラインのほうが示されてございます。この中で、本町は簡易型の特別方式というものを採用しておりますけれども、簡易型における標準基準及び配点配分の設定の中でも示されておりますが、それから、このほかに公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針というものが国から示されてございます。この中で地域性を重視しなさいよということで示されているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） ガイドラインはわかりました。指針である程度地域性を大事にしなさいよということだと思います。これは国からということは国土交通省だと思うんですけども、これの裏づけの法律というのは何かありますか。明らかに地域性で、利府の場合を参考にしますと9ポイント優先権を与えているわけです。9%の。これというのは公正性という部分においてもちょっと問題があるというふうに私は捉えたんですけども、ただ、法的な根拠があるんであればそれはいいんですけども、そういったものは何かあるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） ただいま申しあげました品確法の中で定められているものでございます。

それから、ちなみに配点、近隣の状況を申し上げますと、利府町は確かに9点でございます。これと同じ配点をしているのが富谷市となっております。それから、女川町では8点。それから、塩竈市は7点。松島町、それから七ヶ浜町については6点ということで、この辺はちょっと差が出ているかなというふうには感じているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） その品質確保の促進に関する法律ということなんですけれども、私もちょっと調べたんですけども、要はある特定の業者に優先権を与えるというのが果たして法的な根拠、裏づけなしにやれるのかなというところがちょっと気にかかったところです。国の指針とかガイドラインとかはあると思うんですけども、やはりある程度日本は法治国家なんで、

その辺が完備されていないとちょっと違法性が出てくるのかなというような感じがいたします。

ただ、地方自治法に1つあったんです。地方自治法の234条、契約の締結の3項があるんですけども、これは落札業者が一番低価格で入札した者によるというようなことが書いてあるんですけども、ただし書きがあるんです。「ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより……」といろいろあるんですけども、「最低価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手とすることができる」という、こういう条文がありました。唯一これが根拠、よりどころかなと思ったんですけども、ただ、これはあくまでただし書きなんです。ただし書き。なので、これが例えば、変な話ですけども、この件について訴訟沙汰になって、最高裁でどういった判例が出るかというところまで深読みしてしまうと、ちょっと根拠が薄いのかなというふうな感じがいたします。

それと、先ほど課長は近隣の状況をお話いただきましたけれども、私も調べました。2市3町ですけども。2市3町。多賀城が20満点で、この総合評価、技術点が10、社会性が4、地域性が6点です。塩竈市は技術点が11、社会性が2、地域性が7点です。松島町は、これはちょっとその案件によって総合評価の点数の割り振りを10点から30点に幅広いです。30点の例を見ますと、技術点が6、社会性が6、地域性が6、あと施工計画書というものがあって、これが12点で、全部で30点満点。七ヶ浜は今現在総合評価落札方式は採用していないというお話でした。1回試行はしたらしいんです。試行はしたんですけども、とりあえず七ヶ浜さんのそれなりの事情があったんでしょう。現在はこの方式は採用していないということです。利府と似ているといたら富谷なんです。富谷市がやはり地域性で9点とっているということなんですけれども、利府だけじゃないんです。どこもやはり地元の業者さんをそれなりに活発に仕事をしてもらいたいということなんですけれども、ただ、やはりこの概念というか、理念からいくとやはりこれというのはちょっと引っかかるころなんです。地元優先をあからさまにやっているという、この方式自体が果たして正解なのかなというところがあります。その辺について町長、今までの中で何か町長なりの見解はありますか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 高久議員の御質問にお答えを申し上げます。

入札方式についての御質問でございますが、担当といたしましては法令に基づいて淡々とやっているということございまして、特別にある特定の業者を有利にするためのそういった条件は全くありません。その辺を御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 私もそう思います。ただ、誰がどうのこうの、便宜を図ったとかどうのこうのじゃなくて、やはり制度上の問題だと思うんです。そういったもので、やはり何か、最近も亘理町でこの入札に関して問題ありましたけれども、やはり制度の問題も重要で、この総合評価落札方式というのはやはりちょっと見方によればある程度欠陥を抱えている制度じゃないかなというふうに感じます。地元優遇というののもたしかに必要で、やらざるを得ない部分はあるんですけれども、余り制度上あからさまにそれをやっているというのが果たして妥当性があるのかというところにちょっと疑問符を感じるわけでございます。

そんな状況なんで、答弁の中にもありましたけれども、見直していくということなんですけれども、この見直しについて現在どのような考えをもっているか、構想だけでも結構ですけれども、お願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

先ほど近隣の状況等もお答えいたしましたけれども、震災復興の事業が終了してからの話になりますけれども、落ち着いた段階で配点のほうを考えたいというふうに思っておりますけれども、先ほど言いましたが本町は9点ということで近隣では突出しているような状況でございますので、近隣にならったような形で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） わかりました。

これは私の意見なんですけれども、地域性は省いたほうがいいんじゃないかと思うんです。技術点とか社会性というのは、これは重要なんで、これは当然総合評価の中に入れてもいいと思うんですけれども、総合評価というのはあくまでも理念、概念は価格のみによらず、やはり技術的なものとか、あとはその工法であるとか、工事中の周辺環境への影響であるとか、そういったものをやはり重要視した落札を目指していただきたいなと思っております。

この間の入札ありましたけれども、落札率が利府町の業者さんが99.2%か99.3%で、それで、実際そこより300万ほど安いところが落札できなかった。一番のポイントはやはり総合評価の地域性です。9点。要するに9%もアドバンスを与えている。これ私、例えば業者の立場でいったら、こんな入札方式があつたら私は応札しないです。もう絶対とれないですから。利府以外の業者は。要するにそうになってしまうと応札がないという形になります。やはりある程度そ



の辺は入札の概念であります、基本理念、透明性の確保、公正性の確保、競争性の確保、あと品質向上性の確保という4つの重点項目があるんですけども、この中でこの方式自体の地域性というものに関しては公正性の確保と競争性の確保に相反する制度じゃないかなと思っております。そんな形で、見直すということなんで、見直しはそういった形でやっていただきたいなど私は思っております。

それで、地元業者を何も排除しろということではないんです。利府の業者さん、建設業者さん、土木業者さん、いろいろあると思いますけれども、さほど大きな規模でやっているところはそうそうないんで、先ほど入札方式の中で一般競争入札は5,000万円以上と。指名競争入札は5,000万円以下というような話がありました。5,000万円以下の仕事はどんどん地元業者を指名してやってもらったらいいんです。

ただ、地元優先もわかるんだけど、地元優先の中身がやはり今のような制度だとちょっとやはり疑問符が生じる。疑問符というか、あからさま過ぎるんじゃないかなというのが一番今回の問題として指摘しておきたいと思います。

それでは、次、小さい3つ目です。予定価格のプロセスはどうかと。ここで聞いていたのは、公共工事の品質や安全性とか、こういった答弁にありますような理念じゃなくて、具体的にどういった形でその予定価格というものをつくっていくかということです。基本設計も含めて。これは職員の皆さんがつくるんでしょうか、それとも外部に委託してつくるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

基本設計は誰がつくるかということでございますが、最近では震災復興のように大きな工事が大分出ておりますので、業者のほうに委託しているのが多いかと思っております。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） こんなことを聞くのは、これも最初の前文に載っているんですけども、先日5回目ぐらいの契約変更で、現契約から2億円ふえたと。2.2億円だった現契約が最終的な5回目の契約変更で4.2億円になったと。2億円オーバーといたら、これは入札は一体何だったんだろうなと思いますよね。うがった見方をすれば、そのときだけ入札で落としておいて、後で契約変更で金額を上げられるわなというような見方もできるということです。決してそんないいかげんなことで上がったとは思っておりません。ただ、やはり余りにも現契約とかけ離れた金額の上がり方というのはいかがなものかなということで、予定価格のつくり方といいま

すか、その辺をお聞きしているわけです。

だから、業者さんに委託してある程度基本設計をやっている、予定価格もその中から割り出しているということなんでしょうけれども、だったら、その業者さんの精度が悪いのかなというふうな気もしてくるんですけども、その辺はいかがですか。感覚として。

○議長（櫻井正人君） 財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） お答えいたします。

まず、当初の設計につきましては十分に調査、測量をしまして、その上で設計を組んでございます。土木工事といいますのは多種多様な現地の自然条件や、それから環境条件のもと施工されるものですから、ある程度の変更というのはやむを得ないこととは思いますが、今お話にあったような案件については今後十分に基本設計の段階から精査して取りかかっていたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） わかりました。

基本的には設計変更、当然土木建設工事に関しては完成品を購入するわけじゃないんで、今回ありましたよね。パソコンを買って70%が落札率という。ああいうものだとわかりやすいんだけど、土木建設工事に関しては完成品を購入するわけじゃないんで、途中で契約変更というのもこれはやむを得ないと思うんです。やはり予定したものと違ってくるという可能性も十分あり得ます。

ただ、5回はないんじゃないかなということ。当初その現場を見てある程度見積もりをつくるにしても、見切れなかったものとか見落としてしまったものとか、そういったものは当然あると思います。ただ、実際それを落札して契約をして現場に入ってそれなりに見ていけば、1回ぐらいの契約変更で、要するにこれちょっと見誤ったとか、そういうものがあって、それは当然だと思うんです。ただ、余り安易に契約変更を続けていくという、その考え方自体にちょっと問題があるかなというところがありますので、なるべく最小限に抑えて、今言ったように契約をとった業者さんは現場をとったらすぐ見て、ちゃんと一番最適な方法は何で、これで1回ぐらいの契約変更でおさめてもらいたいなと思っております。

それでは、大きな2番目に行きます。

これも前向きに御答弁いただいたわけなんですけれども、これは以前私も何年か前に、以前

は高齢者の居場所づくりということで、団地なんかだと集会所が3つぐらいあるところが結構あって、その集会所を高齢者に開放して高齢者の、年寄りの居場所づくり、大人の居場所に提供できないか。ただし、その町内会からは集会所を取り上げるわけで、それをかわってある程度1カ所ぐらいに集約したそこそこの規模の集会所をつくれないうようなことを質問した経緯がございました。ただ、なかなかこれも各町内会のやはり了解を得られないと難しいという問題もあって、なかなか進展しておりません。

その中で、やはりこの居場所づくりというのが非常にこれから重要になってくるんじゃないかなと思っております。これも以前話したことなんですけれども、新しく転入してきた団地の住民なんかはやはり今の高齢者の方は意外と横のつながりがないんです。だから、下手をすると引きこもりになってしまう可能性が高いということで、その場合あと何か方法がないかなど考えたときに、最近ちらほら出てきた空き家というものです。これを活用したらいいんじゃないかなということで今回質問させていただきました。

多角的に検討しているということなんですけれども、どのような形で今考えているか、もうちょっと具体的にもう一度。

- 議長（櫻井正人君） 高久議員、（2）ですか。
- 9番（高久時男君） 済みません、（2）に行ってしまいましたね。
- 議長（櫻井正人君） 通告順に（1）から質問してください。
- 9番（高久時男君） それでは、地域の福祉団体との協働ということで出しております。これは認知症対策というものも含んでいるんですけれども、なかなか現実的にどういった動きを行政としてやったらいいのか、あと、地域としてやっていったらいいのか、あと、地域の福祉団体とどういった協働ができるのかといったようなことがあるんですけれども、現在どのようなことを考えているかということでお聞きしたんですけれども、その辺もう少し具体的に何か方策があれば教えていただきたいのと、あと、地域としては何をやったらいいんですか。その辺も具体的な構想がありましたらお尋ねしたいと思います。
- 議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（菅井百合子君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

地域としてまず何をやったらいいかというお話でございましたけれども、これまで来年4月から始まります新総合事業に向けてということで、各町内会の代表の方、各団体の代表の方にお集まりをいただきまして、地域ごとに座談会等を開催しまして高齢者の地域における見守り

活動であったり、高齢者が地域で住みやすい環境づくりを進めていくに当たってぜひ御協力をお願いしたい、これから地域ごとに取り組んでいていただきたいというお話をさせていただいております。

そういった中で、では団体がこういった形でかかわっていったらいいのかというのは、それぞれの団体が持っている特性であったり、その取り組みをぜひ地域の高齢者のために御協力、御支援をいただき、まずそれが一番最初のスタートではないかなということで我々も考えておりました、先ほど町長の答弁にもございましたように今社会福祉協議会に委託をしております生活支援コーディネーターが、その地域ごとのいろいろな各種団体ごとの支援体制についてのアドバイスあるいは指導なんかをしながら地域づくりを進めていくということをこれから来年の4月からは、今は町全体で取り組んでいます、地域ごとに取り組むを進めたいというふうに考えているところでございますので、そういった中でぜひ地域でより多くの方々に高齢者の支援に御協力をいただければなというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） なかなか難しいと思うんです。住民参加で支援体制を組んでいくとかということも難しいと思うんですけれども、それをコーディネートする当局もまたこれ大変で、でも、これはやらなくてはいけないことなんで、ぜひ頑張ってもらいたいなと思っております。

その中で、やっとまともに（2）に移ります。この町内の空き家を利用した居場所づくりということを提案させていただいているんですけれども、恐らく一番これ可能性が高い。やりやすい。お金はかかりますけれども、恐らく月10万くらいの家賃を払って場所を借りるというふうな形になると思うんですけれども、1つの団地に1カ所ぐらいずつこういったものがあると非常にいいと思うので、ぜひ予算組みをしていただいて前向きに取り組んでいただきたいなと思っておりますけれども、この件に関して今の課長の見解はどうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

高齢者の居場所づくりにつきましては、これまでも地域ごとにぜひ高齢者が孤独にならないように孤立化の防止であったり、認知症の対策であったりということで取り組んでいただきたいというお願いをさせていただいているところでございます。各町内会あるいは老人クラブ等が中心になりまして各地域で少しずつではありますけれども、今取り組んでいただいている状

況にあります。それを町といたしましては全町内会で取り組んでいただけるものを最終的な目標というふうに考えておきまして、そのための支援というものを来年の4月に向けて構築をしていきたいというふうに考えております。

ただ、場所につきましては空き家という御質問でございますが、そういったものを含めてどういったもので居場所づくりをできるのかというのはこれから制度について検討していきたいというふうな段階でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 高久時男君。

○9番（高久時男君） 頑張っていたきたいなと思っております。

なかなか地域で見守りたいみたいな概念があるんですけども、なかなか現役の人たちがそれをやっていくというのは難しいんで、できたら、こういう言い方をしたら失礼なのかもしれないけれども、お年寄りを集めて、その中で皆さんお年寄り同士見守ってもらうというのが一番いいのかなと考えておりますので、ぜひともこの件に関しては予算組みを早急に行って、ぜひ施策として遂行していただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。以上です。

○議長（櫻井正人君） 以上で、9番 高久時男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時といたします。

午後 2時46分 休憩

---

午後 2時57分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 土村秀俊君の一般質問の発言を許します。土村秀俊君。

〔7番 土村秀俊君 登壇〕

○7番（土村秀俊君） 7番、共産党議員団の土村でございます。ことし最後の一般質問です。吉岡議員と同じように来年に展望の持てるような町長の答弁をぜひ期待しておりますので、よろしくをお願いします。

それで、質問事項は2点です。

質問事項の1番目、通学路・交差点などの安全対策についてでございます。

（1）現在、朝夕の通学時に児童生徒が列を組んで歩行しているところに自動車が突っ込み、

小さな命が犠牲になるという痛ましい事故がふえております。町としてこれらの現状を踏まえて通学路の安全対策の強化に全力で取り組む必要があると思いますが、町として今後どのように通学路の安全対策を実施していく考えなのか伺います。

（2）近隣の仙台、塩竈、多賀城などでは歩行者の安全対策として歩車分離信号の設置がふえてきております。県も歩行者の多い交差点で歩車分離信号の設置をふやしていくという方針であります。利府町内でも交通量の多い交差点などへの整備が必要ではないかと思いますが、町として検討しているのかどうか伺います。

質問事項の2、熊本地震の教訓を町の防災にどう生かすかということでございます。

（1）熊本地震は二度の震度7の揺れが起こり、多くの家屋が倒壊しました。特に建築基準法改正前の家屋倒壊は70%を超えました。利府町内でも改定前の家屋が依然として存在しております。町として対象となる建築物の耐震診断、耐震補強を今後どのように進めていく考えなのか伺います。

また、新基準の建物でも熊本地震では1割が倒壊しました。基準策定の昭和56年からは既に30年以上経過をし、本町でも5年半前には震度6の地震を2回経験をし、ダメージを受けた建物もあると思います。新基準の建物でも診断、改修が必要な場合もあると思いますが、町として対応を検討しているのかどうか伺います。

（2）熊本地震の避難所の取り組みでは施設の耐震化や収容能力、職員の確保などの受け入れ体制の課題、要配慮者の受け入れ体制、救援物資や食料の配付体制、指定避難所以外、車中での多数の避難者の避難生活者、そして避難住民への情報提供など、避難所の取り組みでさまざまな課題が生じました。町としてこれらの状況を踏まえて今後の利府町の防災にどう生かしていくのか伺います。

（3）熊本地震では多くの家屋が倒壊し、倒壊家屋からの救出、瓦れきの撤去、復旧作業など、地域の防災組織、地域住民や地元の建設業者、それから消防団などが活躍しました。今後の地域防災の中で共助と公助の連携について町はどのように取り組んでいく考えなのか伺います。

以上です。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局答弁願います。

1、通学路・交差点などの安全対策についての（1）は教育長、（2）は町長。2、熊本地震の教訓を町の防災にどう生かすのかは町長。初めに教育長。

○教育長（本明陽一君） 7番 土村秀俊議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の通学路・交差点などの安全対策についてお答え申し上げます。

まず、（1）の通学路の安全対策についてでございますが、鈴木忠美議員の一般質問でお答えしましたように、これまでも児童生徒の安全対策が図られるよう、PTA連合会による通学路安全点検による改善要望を踏まえて関係機関と連携し対応を行ってまいりました。通学路の安全対策の取り組みといたしましては、カーブミラーの設置、交通規制の要望、交通安全喚起看板の設置、側溝にふたを設置し歩道としての機能の確保、運転手に歩行者の存在を確認してもらうため道路の路側にカラー舗装を行うなど、町当局及び関係機関との連携により必要な対策を講じ、交通事故防止に努めてまいりました。

また、今年度から県仙台土木事務所や塩釜警察署等の担当者が一堂に会して通学路の改善箇所や対策を検討することを目的に、利府町通学路等安全対策推進会議を設置し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全対策を迅速、かつ円滑に推進してまいりたいと考えておりますので御理解願います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 7番 土村秀俊議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の通学路・交差点などの安全対策についてでございますが、（2）の歩車分離式信号の整備についてでございますが、塩釜警察署に確認をしたところ管内では17カ所に歩車分離式信号機を設置しております。設置の目安といたしましては当然ながら歩行者が集中して多いところ、さらに車両の右左折の多いところ、あるいは交差点が広いところなど、歩行者と車両を分離して通行させる必要性が高いと警察が判断した場所に設置しているとのことであります。利府町におきましては仙台松島線の森郷地区の交差点に設置されております。

御質問いただきました整備の検討についてであります。利府町内の主要な道路は御承知のとおり交通量が多くて歩行者の安全確保対策は重要な案件であると認識しております。道路の横断中の事故から歩行者を守るためにも歩車分離式信号機の設置は有効な方策の1つであると認識しておりますが、信号機の設置についてはこれまでも何回も御答弁申し上げておりますが、宮城県公安委員会が宮城県内全体の要望箇所から優先度の高い箇所を選定して設置することということで伺っております。利府町においても多くの信号機の新設、改良についてこれまでの議会でもたくさん要望いただきました。その中で設置が進まないのが現状となっていることか

ら、継続した御要望を続けていきたいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

次に、大きな2番の熊本地震の教訓を町の防災にどう生かすかについてでございますが、まずこの熊本地震については私も実際現場に行って、逆に熊本地震の教訓を学ぶより我々の教訓を熊本に伝えたい、そういう気持ちでございました。なぜなら、あの熊本は全く地震がなくて、全く地震に対する備えがない。我々素人から見てもそう感じました。

あわせて、数カ月たっても潰れたままです。そのまま。全く瓦れきの山も動かない。そういうことを考えたとき、本当に我々の防災対策は本当に数段も進んでいるなという実感をした中で答弁を申し上げたいと思います。

（1）の今後の耐震診断、耐震補強の進め方についてであります。ことしの9月定例会で小渕議員に同様の御質問をいただきまして御答弁申し上げております。現在、町では木造住宅耐震診断助成事業として昭和56年5月31日以前の建築基準法改正前の旧耐震基準により着工された戸建て木造住宅を対象に平成15年度から毎年継続して実施をしているところであります。この事業の実施によりまして耐震診断の結果に基づきまして耐震改修工事を実施した住宅、あるいは東日本大震災の影響により建てかえなどを行った住宅もあることから、利府町の耐震化は着実に進んでいるものと考えています。

今後の木造住宅の耐震化促進に当たりましては、現在宮城県と共同で実施している耐震診断を行った方々を対象とした耐震化に関する調査あるいは耐震改修工事の普及啓発のほかに、耐震化の助成制度に関する情報等を町のホームページや広報紙に掲載するなど、引き続き周知を図っていきたいと考えておりますから御理解をお願いしたいと思います。

また、耐震基準のほうの改正後の耐震基準で建築している住宅の診断、改修につきましては、現在のところ国からは新たな耐震化に関する基準は示されておられませんので、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

（2）の熊本地震における避難所の課題についてであります。ただいま土村議員御質問のとおり熊本地震につきましては相次ぐ巨大地震の発生により最大時の避難者数は約18万4,000人と聞いております。自治体による対応能力を超えた災害であったと認識しているところであります。

この熊本地震による避難所の取り組みの課題といたしましては、今土村議員御指摘の点を初め、ライフラインの途絶に起因するトイレなどの衛生管理、あるいは車中泊によるエコノミークラス症候群の発症と、多岐にわたるものと考えているところであります。この東日本大震災



を経験した本町といたしましても、熊本地震による避難所運営の課題についても検証して防災計画に活かしてまいりたいと思います。

なお、先ほどから申し上げましているとおり、利府町の避難所については既に太陽光発電装置、蓄電装置を完備して、避難所としての機能をさらに強化をしている。それから、きのう御質問をいただきましたが、避難所としての各自主防災組織の強化も図っているということでございますから、そういった意味では私が熊本に行って感じたこととは利府町は大分あの東日本大震災からは強化されているというふうに私自身実感しているところであります。

ただ、避難所運営の課題として我々は今でも反省している点は、男性の目線、つまり避難所運営、救援物資の運営について男性目線であったと。例えば全く気づかなかったのは、女性のトイレをどうするか、それから、女性の生理用品をどうするか。本当の話。それから、例えばミルクをどうするか、紙おむつをどうするか。本当に女性の目線で考えなければならなかったことが大きな反省点として、この教訓を生かさなければならないと思っています。

あのときは南三陸、女川、大被災地に対してもう救援物資が置く場所がないということで、利府町の温水プールで一時預かりました。そこから大規模な被災地の要望に応じてここから配送したんですが、その多くがほとんど女性用品。ミルク、それから紙おむつということが集中しました。ですから、これからは我々としては女性のそういった視点に立った備蓄を強化しなければ、避難所としての強化をしなければならないということを改めて東日本大震災、熊本地震を教訓にして、これを強化しなければならないということを熊本に着き実感しました。

蛇足になりますが、利府町も5年前大変お世話になったんで、4人の職員を熊本に派遣して、本当に職員は暑かったんです。半端じゃないくらい本当に、我々も経験したことないんですが、あんなに暑いとは思わなかった。それを職員が毎日被災住民からは怒鳴りつけられながら、そして職務を遂行してきた。これもやはり我々経験した職員でなければできなかった。そういった大変教訓になったということでございます。

（3）の共助、公助の連携の取り組みについてであります。利府町では町内全ての行政区に自主防災組織を設立しておりまして、自主防災組織における中心的な役割を担う人材として地域防災リーダーも育成しているところであります。この自主防災組織の防災訓練では、町ではこの防災リーダーが主となって防災訓練を実施するように指導して、フォローアップ研修等によって防災リーダーのさらなるスキルアップに努めているところであります。消防団につきましても同様に団員の技術力の向上を図るために訓練を実施しているところであります。

また、地元企業との連携につきましては、災害時における支援等に対する協定、つまり利府町災害防止協議会、災防協と協定を結んでいるわけでありますが、これも熊本に行ってびっくりしたのが、何カ月たってもそのままです。全く手つかず。あれはびっくりしました。そういった意味で、利府町では災害防止協議会の全面的な協力で被災者の家屋を片づけたり、本当に復旧に役立ちました。そういったことから、これからも地元企業と連携して災害時の支援協定を最大限生かして被災者を早く救う方法をこれからも連携しなければならないということを実感しました。

今後とも被災地には何といても地域住民の皆さん、あるいは企業、消防団も含めて本当に連携を強化しながら、利府町全体の防災力の向上に努めなければならないと思っておりますから、我々も東日本大震災、熊本地震、そういったことを経験したそこからいろいろな教訓を学び取って災害に強い利府町の構築に努めなければならないと思っていますから、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） それでは、通学路の問題からいきます。

通学路の安全については、きのうの鈴木忠美議員の質問に対する教育長の答弁でも通学路については利府町通学路要綱というものがあって、それに基づいて、そして通学路の安全についてはしっかり点検を行って、それを確認して校長先生が通学路指定をするということに仕組みとしてはなっているようです。

この中で通学路の安全点検をするとなっていますけれども、安全点検をした結果いろいろカーブミラーとか看板とか側溝のふたとか、いろいろな対策を打ったということなんですけれども、通学路の安全について点検作業というのはどういう形で行われているのかどうか。通学路を決定して子供たちにここだよというふうに示すのは4月の入学式以降だというふうに思うんで、恐らく3月、4月の間に学校の先生たちが通学路の点検とかされているのかなというふうに思うんですけれども、そういう形で点検作業をしているというふうにとってよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

まず、通学路の点検のほうでございますが、今議員が申されたとおり新学期が始まる前に各

学校、特に児童生徒の入ってくる生徒で変わる場合もありますけれども、そういうふうな形を含めて一番安全が確保できるということをまず学校側で教職員が実際に歩いて確認をして、安全が確保されるというところを指定するというふうな形です。

あと、そのほかに、多分議員も御承知のとおりですが、PTA連合会が夏休みに各学区の通学路を重点的に見ていただいて、ここをもう少し改善してほしいとか、そういうふうな点検をしていただいております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 通学路の安全点検ということで、今課長のお話では3月から4月にかけて学校の先生たちが全ての小学校、中学校の通学路を点検すると。かなり長い距離ですけども、全て点検しているのかなというふうに思います。

またあと、町のPTAの連合会でやるのは年1回なんですよね。夏休みにやって。報告がもうそろそろ出たかなというふうに思うんですけども、そこだって年に1回しかやらないわけです。通学路の安全を点検するのに果たして本当に年に1回だけ3、4月のときだけでいいのかどうかというのはちょっと不安に思うんですけども、春とか夏だったら日が長いし雪も降らないということですけども、後半、秋とか冬になれば早く暗くなったり、あるいは雪が降って歩道が見えないとか横断歩道が見えないと。通学路が非常に厳しい状況になるということもありますので、そういう点で春夏秋冬すぐにやれとは言わないけれども、もう少し頻度を多い形で通学路の安全点検作業というのはする必要があるのではないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

そのほかに町としてスクールガードリーダーさん、中学校区に配置して、この方は大体毎日主要な箇所、あと全部は回り切れませんので、その週内にある程度危険と思われるようなところとか、重点的にパトロール、点検していただいております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） わかりました。

それでは、通学路の安全点検については、ことしの4月から利府町の通学路等安全対策推進

会議という組織を立ち上げて通学路の安全について取り組んでいくということなんですけれども、この組織の参加する方々とか、あるいはこの推進会議の進め方というのはどういう形でやっていくのか。4月から設立されたということでもう半年、上半期過ぎているわけなんですけれども、上半期の中で何らかの取り組みがなされてきたのか、その辺について伺います。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 通学路安全対策推進会議について28年の4月からという形になっております。この設置の目的でございますが、これまでやはりそういうふうな通学路の安全要望の箇所とかあった場合、あくまでも教育委員会で整備、直せるというわけではございません。例えば交通規制を伴うものに対しては生活安全課を通して所轄に要望。あと、町道であれば都市整備課。県道であれば都市整備課さんを通して県の土木事務所のほうに改善をお願いするというのがこれまでの取り組みでございました。

こういう改善箇所についてやはりいろいろな技術的なこととかアドバイス、こういうふうな形で取り組むとかというアドバイスのことも含めた形で、今回町の担当部局、さっき言った担当課とあわせた形に県の土木事務所、あと塩釜警察署の担当の方も入っていただいて、一堂にそういうふうな危険箇所というか、安全点検した箇所で改善が必要と思われるところについて今後話し合いなりアドバイスをいただいて対策を一堂で検討するための組織でございます。それで、今ことしからちょっと運用しておりまして、この会議については11月にPTAのほうから報告書等もいただきましたので、早急にこの会議を開きたいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） そうすると、4月から立ち上げたけれども、まだ会合は開かれていないということでもよろしいんですか。そうしたら、この通学路の安全対策についてこういった専門的な推進会議とかというのは、これはたしか調べたんですけれども、平成24年に内閣府のほうからやはり子供たちが通学途中にいろいろ事故に巻き込まれる例があると、特別な対策を通学路に対して安全対策をとらなくてはいけないという通達のようなものが平成24年にたしか下っているわけです。それを受けて今回利府もこういう組織を、まして最近の子供の悲惨な事故の例を見れば、やはりこういう対策、専門部署を立ち上げる必要があるというふうに思ってやったのかもわからないんですけども、もう既に仙台とか多賀城ではこの推進会議、仙台では通学路安全対策推進会議、多賀城では通学路緊急合同点検会議というものをもう立ち上げて、あと

ほかの自治体でもかなりこういったような組織を立ち上げて、課長言ったようにやはり学校だけでなく土木事務所とか警察とか、あるいは消防とか、自治会とか幼稚園も含めて、いろいろな参加を募ってこういう組織を立ち上げているという例がもう各地で生まれてきているわけです。

そういった点で、一番大事なのはそこの集まった皆さんが、もちろんそれぞれの専門家なわけですけども、利府町の人でない人も来るという可能性もあるわけで、利府町のことをよく知らない人も、それは土木の専門家かもしれないけれども利府のことはなかなかわからないという方も参加されてくるかもわからないんで、仙台の場合だと全ての通学路をこのメンバーの人たちが確認しながら実際点検をして回るということもするんですけども、利府町の場合それぞれ安全点検した資料を持ち寄ってこの会議を部屋の中で会議をするだけじゃなくて、実際に現場を見てどれだけ危険なところなのかということの確認とかも必要かなというふうに思うんですけども、そういったこともされるというふうな考えは持っているのかどうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えします。

多分仙台土木事務所とか、あと塩釜警察署となると町内でなければなかなか現場とかちょっと認識が難しいかなというふうな御懸念ですが、はっきり言いますと土木事務所であれば管轄しています県道について一応お願いするわけでごさいます、あと、それに付随して町道もこういうふうな形にしたらとアドバイスもいただきますし、あと、塩釜署については交通課ということで管内を熟知している方となっております。

それで、あくまでもその辺なかなか一堂に会してというのがちょっと難しい場合も想定されますので、一応今いろいろ課題的なところも出ておりますので、その対策をまずできる限り進めたいというふうな形で今回は進めようと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） では、次の項目に移ります。次は歩車分離式信号機です。

では、歩車分離式信号機の設置の問題について伺います。

歩車分離式信号機については実は私は過去1回だけ取り上げたことがあるんです。平成15年ということで今から13年前なんですけれども、だから、この議場に残っていらっしゃるのは副町長と町長と、あと宮城代表監査委員と、あと議員の中では渡辺議員さんしかいないということなんですけれども、そのときに歩車分離信号をぜひ設置したらどうかということを議会の場

で言いました。

歩車分離式信号というのは平成14年から始まったんです。私が質問したのは15年なんですけれども、そのときの議事録をきのう読み返してみたんですけれども、今でも同じような質疑ができるような議論を町長とやりとりしていたなというふうに議事録を読んだんですけれども、あのときは町の答弁では歩車分離式信号というのは、あのときは13年前は宮城県で1カ所しかなかったんです。仙台駅のアエル前しかないということで、1カ所しかない。それからあと、片道3レーンのところにしか設置をしないというお話だったんです。それからあと、県警としてもまるきりこの当時はやる気はなかったんです。だから今後設置する予定がないので要請しても無駄なんで利府町に設置は難しいという町長の答弁だったんですけれども、覚えていないですよ。議事録にはそうなっているんです。

でも、今はこの歩車分離式信号機については非常に国も県も積極的に取り組み始めております。担当課の課長さんも調べているというふうに思いますけれども、13年前は宮城県では1カ所、全国でも100カ所しかなかったんです。それが今では全国で8,500交差点、それから宮城県でも、これは平成25年、2年前ですけれども、76の交差点に歩車分離式信号が設置をされております。

県警のホームページを見ると県としてもやはり歩車分離式信号の交通事故に対する安全という点で非常に効果があるということで、今後も進めていきたいという積極的な見解が載っております。

先ほど町長の答弁では有効とは考えているけれども、これを設置するかどうかというのは県警の判断なので、その判断をしていただくようにこちらから要請をしていくというお話でした。この答弁書の中には信号機の設置改良について継続して要望していくとありましたけれども、この継続して要望する中に今まで歩車分離式信号機の設置を利府町にぜひしてほしいといった要望もされてきたんですか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

町内の設置要望の内容についてでございます。今現在、町におきましては信号機に関する要望箇所におきまして14カ所ほど、新規、改良合わせて14カ所要望しております。その中で浜田地区、国道45線と接続する浜田駅前赤沼線の部分につきましてはただいま議員さんから申し上げられております信号機の設置要望として県警のほうへ提出している内容となっております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 先ほど町長の答弁で歩車分離式信号って私は1カ所も利府町にはないというふうに思っていたんだけど、1カ所掖済会病院の前、その辺に1カ所設置されたというお話だったんですけども、この設置については町の要望が、あそこに設置してほしいという要望が実ったといえますか、そういう形で設置が進んだんですか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

今既に町内に設置してございます森郷新太子堂地区になるんでしょうか、そちらの利府街道との分岐する交差点処理につきましては、町から要望したものではなく、過去において児童生徒が交通事故に遭ったという経緯がありまして、その流れから県警なり関係機関でそういった信号処理によって歩行者の安全確保ということで改造していったという流れの経過を伺っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 今、町から信号機の設置について14カ所進めていると。きのうも信号機の設置についてのいろいろなやりとりがございました。やはり信号機の設置の場合は県全体で数多くの要望が来ているので、優先順位からいうとなかなか厳しいというお話もありました。

それからあと、きのうのやりとりの中では信号機の設置に約1,000万かかるというお話が町長から答弁ありましたけれども、歩車分離式信号機の場合はもう既に設置されているわけで、新たな設置ではなくて、どういう仕組みで変えるのかわからないんだけど、信号機の電球のつけ方のプログラムを変えるだけでいいのかなというふうに思うんで、新設の費用というのはいさなり少なく済むのではないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうなんですか。やはり1,000万ぐらいかかるというふうに考えていいんですか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

県警からの情報等によりますと、いろいろ信号機によっても古いものについて対応できる信号機、または先ほど言いましたプログラム処理をただけで足りる信号機というようなことで、その場所場所によって改造費用の部分について差異があるようでございます。そういったこと

で、ちょっと詳細の部分についてはわかりませんが、1,000万以上になるものなのか、1,000万未満になるものかは、そういった情報はちょっと得ていないところです。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） わかりました。

それで、歩車分離式信号の設置が浜田地区の国道45線と町道との交差点に今申請しているということなんですけれども、やはり一般の信号機と別にして、この歩車分離式信号というのはやはり今が整備の要望をする上で非常にチャンスだなというふうに思うんです。先ほど言ったように13年前には県内で1カ所だったのが今その80倍にふえていると。それは全国でも13年前100カ所だったのが、これも80倍以上です。8,500カ所にふえていると。それからあと、警察庁の調査では歩車分離式信号機を設置した交差点は交通事故が7割か激減するという調査結果も出ております。

さらに、2市3町の中で、県のホームページではまだ11カ所だったんですけれども、先ほど町長の答弁ではもう既に17カ所の歩車分離式信号機が整備されたと。だから、県内全体からすると2割ぐらいがこの2市3町の中で歩車分離式信号機が設置されているわけなんです。そういう点で、一般の信号機とは別枠でやはり歩車分離式信号機の整備の要望を強めるという取り組みが必要だというふうに思います。

それから、町で必要なのが浜田のあの交差点だけじゃなくて、きのう安田議員のほうからも交差点の改良の問題が出ましたけれども、私も13年前にあの青葉台の交差点に歩車分離式信号をと。あそこは今青小の子供たち、青葉台の子供たちは通らないけれども、しら中に青山の子供たちとか花園、皆の丘の子供たちも通るということで、非常に児童生徒の通るところの多い交差点です。それからあと、二小の子供たちがよく通学路で使っている神谷沢の交差点とか、それからあと、やはり利府小の子供たちかな、にしむら整形外科あたりの交差点とか、やはりこれも何か西部に偏ってしまいますけれども、西部地区でも何カ所か歩車分離式信号が必要だなというところは私はちょっと保護者の人たちからも声を聞いているわけなんですけれども、こういうところもあわせて強く一般の信号機よりちょっと強目に整備をするように要望することについてやってほしいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。



ただいまの歩車分離式信号機に伴いますメリッ的な部分につきましては、歩行者の安全が確保されるというような状況になっております。また、利府町内におきましては御存じのとおり交通量が多いということで、もしその設置を交通量の多い箇所につけた場合、交通渋滞の発生する懸念があるということで、そういった部分につきましては所轄の警察署のほうへいろいろ相談を申し上げながら、そういった部分につきましても継続して要望できるものについては要望していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） では、次に移ります。熊本地震の問題です。

まず、1つ目の耐震化の取り組みであります。昭和56年以前の住宅の耐震を進めるというのは、やはり今、最近も地震が大きいものがありましたし、今後も30年以内に、きのうのやりとりの中でも利府長町活断層が直下型で来れば大きな被災状況になるということも言われていました。被害想定としては利府町では93の住宅が全倒壊するというふうに、町の利府町耐震改修促進計画にしっかり載っているわけですが、ここで多分倒壊と言われている多くが、熊本を見てもわかるように昭和56年以前の住宅になる可能性が強いのかなというふうに思うんです。そういった点で、やはり昭和56年以前の住宅の耐震化というものを急いで進めていかなければいけないというふうに思います。

ところが、この耐震化、耐震改修する前にまず耐震診断を受けるわけですが、決算議会の中でもよくこれどのぐらい進んでいるのという質疑がありますけれども、この間ずっと年に10件あるかないかですよね。だから、これを昭和56年以前の住宅というのはまだ町内では耐震改修促進計画を見ると1,000戸近くあるわけです。

そうすると、先ほど水道管のあれじゃないけれども、年に10件ずつやっていったら耐震改修が終わるまでに100年かかるわけですよね。だから、これもやはり特別な手だてをとらなければいけないというふうに思うんですけれども、答弁では周知を図るんだということで耐震診断、耐震改修を進めていくということなんですけれども、恐らくこれだけでは進まないというふうに思います。それはこの間、これが実施されてからもう10年以上たつわけです。平成16年ぐらいからやっているわけですから。その間ずっと10件ぐらいずつしか診断が進んでいないわけですが、これを今後一気にやはり加速させるという必要があるんですけれども、周知を進めるという以外に町としては何か考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） それでは、7番 土村議員の再質問にお答えします。

まず、周知のほかにどういうふうな方法ということでございますが、町長答弁にもありましたように診断をして改修をしていない方が実際おられます。これまで平成15年からこの診断、それから改修を補助制度として行ってきておりますが、これまで今現在ですけれども、126件の診断をしております。そのうち改修したのが32件あります。そういった方の中に改修が必要であってもしない方がおられます。そういった方に今回県と、宮城県も補助金を出していますので、宮城県と共同で今後の耐震化についてのアンケートなんかもしまして、耐震化を進めるという内容でございます。

それから、耐震計画のお話ありました。確かに平成25年度の統計では耐震化を必要とする戸数については約950戸、全体の戸建て木造住宅の11%というふうな形になっております。その後、25年度以降、震災なんかもございまして被災者再建支援制度に基づきまして81戸の方が改修、新規、建てかえをしております。それから、耐震診断に基づく先ほど言いました32件の改修の中では3戸の方が改正前の住宅の改修を行っております。そういうことで、現在約869戸の改修が必要な住宅があるのではないかというふうに推計しております。

そういったことで、先ほど町長答弁にもありましたように着実に耐震化は進んでいると思われまますので、今後とも法改正前の住宅につきまして広報等を通じて推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 確かに着実に、割と低いレベルで着実に進んでいるというふうには思いますけれども、私はやはり着実に高いレベルで耐震診断、耐震改修を進めなければいけないというふうに思います。

ただ、これはもちろん住宅所有者が自覚をしなければいけないということなんですけれども、やはり周知だけじゃなくて耐震診断が必要だという方々への自覚を強める、説得に近い周知が必要かなというふうに思うんですけれども、つまり、熊本を見ても300戸の住宅が全壊になったんだけれども、その中で7割が、質問通告にも書いてあったけれども、225世帯の住宅が倒壊した中で昭和56年以前に建てていた建物なんです。そういう点で、倒壊の危機というのは非常に大きいんだということを今そこに住んでいる方々に強制的に知らせるという必要もあるんです

けれども、耐震化をすることの周知については町の改修促進計画を見るとハザードマップというんですか、揺れ方マップとか、あともう一つ、マップを見て、自分のところが非常に危機的な地域に建っているのかどうかということも1つの判断基準にするということが周知の中というのか、耐震診断を受けていただくための動機づけにしたいということ、きのうも何かやりとりあったような気がするんですけども、実際それだけではなかなか難しいと思います。

そのマップというものもネットを見ればわかるんですけども、非常に見づらいんです。相当大きくすればわかるのかもしれないんですけども、ネットでプリントしただけではどこがどこか、自分の住まいがどこかもわからないような、色も4枚あるんですけどもほとんど変わらないです。そういう意味で、マップで周知、あるいは自覚を促すというのはなかなか難しいというふうに思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

ハザードマップにつきましてはちょっと表記の方法を検討したいというふうに考えております。

またあと、来年度になりますけれども、国のほうで補助制度の拡充を図ろうとしております。ちょっと申し上げますと、現行制度では工事費の上限が90万円。これが354万円に引き上げられます。ただ、補助率3分の1だったものが23%に引き下げられます。ただし、かさ上げが30万円追加されます。これらの制度によりまして、県の助成、リフォーム分もあるんですけども、リフォームなしの場合45万円の助成だったものが112万2,000円に引き上げられます。リフォームありの場合は55万円が122万2,000円に引き上げられます。こういった国のほうでも拡充、耐震化の推進を図ろうとしていますので、それにのっかって町のほうでも耐震化を推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 耐震診断と耐震改修が進まない大きな理由というのは、本人の自覚もあるんですけども、やはり経済的に非常に本人の負担が大きいというところで耐震改修が進まないというのは多分当局も認識しているのかなと思います。耐震診断については実際には14万か15万かかるんですけども、本人負担は8,000円ぐらいですよ。ところが、8,000円で耐震診断してもらって改修費が必要だとなると、耐震改修の大体平均的な値段というのは150万前後と

言われているわけですね。それで、今町からの補助というのは45万しか補助されないということで、実際には耐震改修しなくてははいけないと思いながら100万を用意しなくてははいけないということで、なかなか足を踏み出せないというのが多分大きな理由だと思うんです。

そういう点で、今回県の補助が大きく広がるということ、45万が122万になるということで倍ぐらいになるということで、これはこれですごく評価をするというふうに思いますけれども、一刻も早くやってほしいなというふうに思いますけれども、こういった補助がかなり工事費の8割ぐらいこれで賄えるということになれば、そうすると来年度以降は耐震診断を受け、そして耐震改修を受けるという人もふえるというふうに町として見込んで、今年間10件そこそこでしよう。これが大きくふえるというふうに想定していますか。考えているかどうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

極力耐震化が進むように、耐震化を進めるようにPRのほうを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 非常にいい制度なんでやはりPRというか、ただ、PRってどうやるのというといつもホームページで知らせますということですけども、やはりこういう昭和56年以前の住宅に住んでいるという人たちは余り若い人は、全くいないとは言わないけれども、結構年配の方が多いと思うんで、ホームページで知らせるよと言ってもなかなか見切れないということもあるんで、もう本当にあと残り、残りまだ860件あるんですけども、何かもう個別に訪問するような意気込みで「こういう制度があるんで負担かからないよ」ということを積極的に、PRだけじゃなくて足を踏み出して知らしていくということが必要だと思うんですけども、そういう積極的な取り組みをすることについてはどうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

戸別訪問とか、そういった積極的なPRということでございますが、これまでも広報、あとホームページ。広報につきましても年2回以上やっております。広報によりまして高齢者の方も見れる機会があると思いますので、それらを継続して、制度が変わって助成額が拡充されるということをしてPRしていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 最後、1問。耐震化を進める上で昭和56年以前も大事なんですけれども、質問通告にもたしか書きましたよね。昭和56年から平成11年までの建物というものも非常にやはり通告でも言ったように3・11の地震を震度6を2回受けているということもあります。それから、大体団地の方々の建物、我が家もそうだけれども、大体もうやはり二十五、六年たっているんです。そういった家がたくさん団地の中に多いということで、非常にもう二十五、六年たっているということですから、木造住宅の耐用年数も税法的には30年と言われてはいますが、耐用年数もかなり近づいてきているということで、老朽化も進んでいると言ってもいいと思うんです。

そういった意味で、昭和56年以降あるいは平成11年、平成12年にまた新たに耐震基準が厳しくなったんです。だから、かなり平成12年以降に建てた建物というのは強度が強いんですけれども、その間の建物については耐震診断が必要だという場合もあるというふうに思うんですけれども、この点については答弁では今後国の動向を注視するという事なんですけれども、町としては何か考えるということはないんですか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

議員おっしゃるとおり建築基準法の耐震基準が義務化されましたのは宮城県沖地震を契機としまして昭和56年の改正によって義務化が導入されました。でも、阪神・淡路大震災によりまして平成12年に改正され、金具による強度化とか、そういうものも追加された経緯があります。

現時点で基準なんですけれども、宮城県においては震度6強から7まで耐えられるような基準として設定されております。本町において東日本大震災で全壊の家屋は56棟ありましたが、倒壊した家屋はございませんでした。これにつきましては、やはり建築基準法によりましてこの基準が設けられたことによるものだと思います。そのおかげで家屋の中で亡くなった方という方もありませんでした。

そういうことから、法律に基づいてこれからも改正前の家屋の耐震診断、改修を促進するという基本的な考えで、それ以降に建築された家屋についてはまた国の動向を見守っていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） 昭和56年から平成11年までの建物についてはもちろん県も国の補助も全くないわけです。ただ、そのときの基準というのは震度6に何回も耐えられるという基準では

ないんです。だから、震度6を2回経験して、今度熊本のように震度7を2回という場合はかなり厳しい状況になるという可能性もあるわけです。それにあわせて老朽化も25年、30年たっているということで、やはり不安に思っている住民というのはいるわけです。だから、そういうところに町として、耐震工事の補助をしるとまでは言わないけれども、せめて耐震診断の助成、今やっているように本人が8,000円だけ。要するに14万円県と町で補助するんだけど、そこまでは言わないけれども、せめて半額なり3割ぐらいとかいったような、やはり耐震診断の金額というのは結構高いんです。14万もかかるから。だから、そこら辺で診断をするのも勇気が要るわけですがけれども、助成があれば、補助があれば耐震診断もしてみようという方もふえると思うんですけれども、その辺について町長、どうでしょうか。新基準の人たちの不安に対する補助というか、助成について少し検討するというような考えはないですか。町内全体の3分の2がそういう家ですから。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 土村議員の御質問にお答えを申し上げます。

大体利府町の場合、宮城県沖地震初め東日本大震災、大変な経験をしているわけで、その中でも倒壊はしないということは私はそれだけ耐久性があるのかなと。逆に言えば。熊本を見てきて。そういった意味で、まず昭和56年以降についてどういう現状か、まだ私も把握しておりませんから、この次来たら危ないのかということについてはまた担当と検討して、必要性があれば、それから、どのくらい皆さん方がそういった需要があるのか。土村議員だけだったのかわかりませんが、そういうことも含めていろいろ検討して、多くの皆さんが必要と認めれば担当のほうでも考えざるを得ないのかなと思っております。ただ、現時点ではとりあえず今までどおりやりたいということでございますから、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 土村秀俊君。

○7番（土村秀俊君） わかりました。

では、あと（2）と（3）については答弁書で大体理解しましたし、教訓というより町長の答弁では町のほうが地震の対策については熊本より進んでいるというふうにおっしゃっていますので、そこら辺を加味してこの答弁書でよしとします。

以上で終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で、7番 土村秀俊君の一般質問を終わります。

お諮りします。

平成28年12月定例会会議録（12月7日水曜日分）

あす12月8日は議事の都合により休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、12月8日は休会とすることに決定しました。

なお、再開は明後日の12月9日に定刻より会議を開きますので、御参集願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後 3時54分 散 会

---

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成28年12月7日

議 長

署名議員

署名議員